

環境省 行政事業レビュー
(公開プロセス)

平成27年6月11日(木)

環境省

環境省 行政事業レビュー（公開プロセス）

1. 開催日時 平成27年6月11日（火）15:00～18:16

2. 開催場所 環境省第1会議室

3. 出席委員 7委員

稲垣隆司委員

奥真美委員

河村小百合委員

小林辰男委員

関正雄委員

松村敏弘委員

水上貴央委員

4. 議事

事業番号1：化学物質緊急安全点検調査費

事業番号2：我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（ビジネスモデル支援）

事業番号3：自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業

午後3時00分 開会

○事務局 それでは、定刻となりました。

ただいまより平成27年度環境省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

会議に先立ちまして、北村環境副大臣より御挨拶申し上げます。

○北村環境副大臣 環境副大臣の北村茂男でございます。

まず初めに、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を御出席いただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、本日の公開プロセスによる行政事業レビューの開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

御承知のように、行政事業レビューは、各省自らが、原則全ての事業について予算の執行状況を点検し、その結果を事業の見直しに反映させる取組であります。この行政事業レビューを毎年実施することにより、国においては、事業のより効果的かつ効率的な実施、国民への説明責任、透明性の確保を図り、ひいては国民に信頼される質の高い行政を実現することができることとなります。

特に、本日の公開プロセスは、外部から有識者の参加をいただいて、公開の場で事業の執行状況の点検を行う重要な機会であります。先般、有村行政改革担当大臣からも、各省の副大臣が先頭に立って無駄の削減や質の高い行政の実現に向けた取組を進めるよう発言がなされております。

環境省としても、これまで各施策の点検を行ってきたところでありますが、さらなる施策の向上に向けて、委員の皆様にはよろしく御審議のほどを心からお願い申し上げまして一言の御挨拶にいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 北村副大臣におかれては、公務御多忙ではありますが、時間の許す限り立会いいただきまして、その後、途中退席されますことを御了承願います。

公開プロセスは、環境省選定の外部有識者3名と行政改革推進本部事務局選定の外部有識者3名の計6名で質疑、点検、評価をしていただきます。評価結果の取りまとめ、調整、公表を行う取りまとめ役につきましては、小林委員にお願いしたいと思っております。

進行役は、環境省行政事業レビュー推進チームの統括責任者であります森本官房長が行います。

では、以後の進行は官房長にお願いいたします。

○森本官房長 環境省の官房長の森本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日は、三つの事業について議論していただきます。

限られた時間の中ではございますけれども、円滑な議事運営に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、事業番号1、「化学物質緊急安全点検調査費」でございます。

まず、担当部局から5分程度で事業概要の説明をお願いいたします。

○環境保健部 環境省環境保健部の化学物質審査室長でございます。よろしくお願いいたします。

座って資料の説明をさせていただきます。

それではお手元の資料1ページ、レビューシートで化学物質緊急安全点検調査費について御説明申し上げます。

この事業は、レビューシートの根拠法令の欄にあります化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法の運用改善や見直し、あとは関係する分野での国際協力を行うための事業でございます。

事業の目的と概要につきまして、同じくレビューシートで御説明いたします。

事業全体の目的といたしましては、レビューシート、事業の目的の1行目にありますとおり、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議、いわゆるヨハネスブルグ・サミットで合意されました化学物質による著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成するとの国際目標、2020年目標と呼んでおりますけれども、この目標に向けまして化学物質審査規制法に基づきまして工業用化学物質の安全性の確保のため、2020年に向けて緊急的に取り組むというものでございます。

事業は大きく三つに分かれておりまして、事業の目的の2行目にあります工業用化学物質の安全性を緊急的に点検するという目的につきましては、その下の事業概要の①上市後化学物質のリスク評価の加速化等が対応しております。

この2020年目標に向けまして化審法が平成21年に改正されております、それまでほぼ手つかずでありましたマーケットに既に流通している上市後の化学物質のリスク評価を国が行うという制度が、この21年改正法により新たに導入されております。

リスク評価やその前段階のスクリーニング評価につきましては、中央環境審議会など、関係の審議会で専門の先生方に行っていただいておりますけれども、この評価を加速化するために試験や評価が困難な物質についての試験法、評価法の開発を、この①の事業で行っております。

また、事業概要①の3行目にありますとおり、平成24年に新聞のカラー印刷やプラスチックの着色などに使われます有機顔料中に有害な化学物質でありますポリ塩化ビフェニル、PCBが副生成物として非意図的に微量生成するという事案が判明しております。この非意図的なPCBを低減するための方策の検討につきましても、この事業で行っております。

第2の目的といたしましては、事業の目的3行目にあります化審法の見直しでございます。

これは事業概要②にありますとおり、平成21年の化審法の改正時に国会で御審議いただきました附則で施行5年目の見直しというものが法律上規定されておりました、来年の4月で5年が経過いたします。このため化学物質審査規制法を共同で所管しております環境省、経済産業省、厚生労働省が、来年度から中央環境審議会や両省の関係審議会で化審法の施行状況の点検や見直しについて御審議いただくべく、現在、3省で調整、準備を進めているところでございます。

この事業の②では、来年度からの化審法の見直しに向けまして、予備的、あるいは技術的な検討を行いまして、審議会に検討の材料として御提出することを予定しております。

第3の目的といたしましては、事業目的の4行目以降にあります、途上国の能力向上の支援であります。

これは事業概要の③にありますとおり、ベトナム、インドネシア等、私どもの大臣と先方の環境大臣の間で覚書を結んでおりました、それに基づきまして両国の行政官を対象に講習を実施して能力向上に資するというものでございます。

これは、やや異質な事業でございますので詳しく御説明申し上げたいと思いますが、資料の16ページ、アジア諸国の化学物質対策能力向上促進講習事業という資料を御覧ください。

この資料の右下、写真の下に吹き出しが二つございますけれども、ベトナム、インドネシア、いずれも、現在、経済成長が著しいところがございますけれども、両国とも化学物質対策に係る法制度の整備を進めているところでございまして、そこに赤い文字でアンダーラインを引いておりますけれども、我が国の対策や手法を両国の今後の制度の整備の参考にするということを先方も考えておられまして、これに向けました協力というのをやっているところでございます。

また、それぞれ国名の下に我が国からの化学製品の輸出額を書いておりますけれども、両国ともそれなりといいますか、一定以上の規模の我が国からの化学製品の輸出先でございまして、我が国の化学物質対策制度と両国の化学物質対策制度の整合が進めば、国内企業の輸出や、あるいは現地進出の際にもある意味競争環境の整備といいますか、非関税障壁の削減

といったものに資するものと考えております。

なお、この16ページの吹き出しで、インドネシアにつきまして、我が国からの輸出額が世界中では第9位、東南アジアで第5位とありますが、第5位は第3位の間違いでございます。お詫びして訂正いたします。

再び、レビューシート、資料1ページ目にお戻りください。

予算額・執行額の欄にありますとおり、予算額は平成27年度で2億1,800万、執行率は、これまで90%以上を確保しております。

成果目標の一番目といたしましては、その1ページの下から2番目でございますけれども、2020年までに環境への排出量が多い889物質についてスクリーニング評価を実施し、リスクを評価・低減すべき物質を特定することを目標としております。これら889物質についてはスクリーニング評価の際にはその先のリスク評価も行った上で、必要に応じて2020年までには規制対象に追加していきたいと考えております。ただ、規制対象物質の数などは、まさに今後の評価次第でございますので、目標数値としては挙げさせていただいておりません。

成果目標の2番目といたしましては、1ページの一番下でございますが、889物質のうち評価が困難な混合物につきまして評価手法を開発し、2020年までに評価を完了したいと思っております。

1枚おめくりください。

成果目標の3番目といたしましては、事業の2番の化審法の見直しに相当するものでありまして、平成29年度までに化審法の見直しを行いたいというふうに考えております。

成果目標の3番目は、これは事業③に対応しておりまして、インドネシア、ベトナムで行っております協力につきまして、2020年までに両国で制度を見直し改正される法律制度の数、両国で少なくともいずれも一つは法律制度につなげていきたいということを考えております。

活動指標につきましては、そちらにお示ししておるとおりでございます。上から順番に、リスク評価書の作成件数というのが事業の1番、用途ごとの排出量の精査が事業の2番、アジアでの講習の開催の件数というのが事業の3番に、それぞれ手法として対応してございます。

また、最後の有機顔料中の副生PCBの管理手法につきましては、これは事業の①番のうちでございますけれども、これについては今年度で低減方策を取りまとめ、事業者に指導を行うことを予定しておりますので、今年度で対応が完了する予定でございます。

単位当たりコストの1番目につきましては、これは事業の1番に対応しておりまして、化学物質リスク評価等加速化に関する執行額というものを、スクリーニング評価を実施した物質

数で割り算したものでコストを出させていただきます。

これはどういうことかと申しますと、1ページにお戻りいただきまして、1ページの下から6行目に、これまでのスクリーニング評価の進捗の物質数を成果実績として挙げております。

24年度につきましては46物質スクリーニング評価を行っております。25年度には、ここに80物質上積みして126。26年度には、ここにさらに150弱を上積みして273というふうにしておりますけれども、

この46という最初の初年度の数、当初のこれまでの方法で、自然体でスクリーニング評価できたものでございますけれども、この24年度以降上積みされていく数というもので予算執行額を割り算することでもって加速化の指標とさせていただきます。

資料の2ページ目にお戻りいただきまして、単位当たりコストの2番目でございますけれども、これは事業②に対応しております。

単位当たりコストの3番目は事業③に対応しております、いずれもそれぞれの事業でのカバーいたしました用途数なりあるいは国数でもって予算を割り算することでもって単位当たりのコストとさせていただきます。

以上を踏まえまして、私どもによります点検の改善の結果をレビューシート3ページ目にお示ししてございます。

国費投入の必要性につきましては、これは①番、②番でございますけれども、化学物質審査規制法という国の事業に基づく取組でございますので、やはり国民や社会のニーズを前提にしたものということでございます。

あと、事業の効率性につきましては、これも右側の評価に関する説明に書いてございますけれども、一般競争入札、総合評価入札を基本といたしまして、効率的な執行に努めております。

事業の有効性につきましては、下から4番目でございますけれども、2020年に向けて加速化していくことでもって、2020年までには成果目標に見合うものにしたいと考えております。

あと、活動実績あるいは成果物につきましては、審議会の審議に供することで、審議会の専門家の先生方に御確認いただくことで十分なクオリティーを確保することを考えております。

点検・結果につきましては、レビューシート4ページ目を御覧くださいませ。

①、②、③に分けて書いてございますけれども、①、②、いずれも化審法に基づきます国の事務の効率化、見直しのための経費でありますので、引き続き継続が必要であると考えて

おります。

ただ、①の第2段落でございます副生PCBの問題につきましては、今年度で対応を完了する予定でございますので、今年度限りとしたいと考えております。

また、③につきましては、引き続き大臣覚書に基づく協力を進めることによりまして、先ほどパワーポイントの資料でお示ししましたとおり、アジアでの環境保全の推進と、あとは我が国企業の輸出や現地の進出にも資することが適当であると考えております。

改善の方向性といったしましては、特に①番につきまして、評価の一層の加速化のため、そういう効率的な評価手法の開発が必要であると考えております。

以上、やや長目かつ雑駁な説明で恐縮でございますけれども、私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○森本官房長 それでは、事務局のほうから当該事業の論点について説明をさせます。

○正田会計課長 資料の17ページを御覧ください。本事業につきまして、3点論点を掲げてございます。

1点目でございます。本事業の「化学物質リスク評価等加速化事業」によりどの程度リスク評価が加速されるのか。

2点目、本事業の「アジア諸国の化学物質対策能力向上促進事業」において、途上国からどのようなニーズがあり、どのような効果が期待されるか。

3点目、本事業の「化学物質審査規制改革推進費」により、どのような審査規制制度の見直しが図られるのか。

以上でございます。

○森本官房長 以上で事務局のほうからの御説明を終わらせていただきますが、質疑でございますけれども、御意見、御質問をいただく場合に、名札を立てていただきまして、順次御発言をいただくという形にさせていただければというふうに思っております。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

奥先生、お願いいたします。

○奥委員 御説明ありがとうございました。

本事業の目的、趣旨については、当然その必要性は高く認められるところだと思うんですけれども、特に化学物質のリスク評価を確実かつ迅速に実施していくという上では、事業者の選定ですね。リスク評価を担う業者選定の方法が非常に重要になってくるかと思えます。

その競争性の確保については、競争性を確保されているという評価がなされているんです

が、その競争性が確保されているということは当然のことながら、やはり業者が持っているこれまでの知見ですとかノウハウ、手法といったようなところ、いわゆる力量ですね。それが、やはりしっかりとベースとしてあった上で、さらに加速化といいますか、より迅速な評価というものにつなげていくというところがこの事業によって求められているんだというふうに理解いたしました。

そうだとすれば、これまでの総合評価方式を導入しているとか、そういうところで工夫はされているようなんですけども、やはり継続的にしっかりとリスク評価をある一定期間でやっていただくというような、そういう工夫というのが、今後は求められていくのではないかというふうにも思うんですが、そういったところについてはいかがでしょうか。

その業者の選定方法について、より望ましい方向性というものについてのお考えがありましたら伺いできればというふうに思います。

○環境保健部 ありがとうございます。業者選定につきましては、我々はオープンでありまして、ただ、審査する際には、これまでの、同様の技術開発を行いました実績ですとか、あとは関係する専門家の数などをチェックした上で選ぶということを全体の基本としております。そういった意味で、こちらは新規参入を阻むものでは全然ないんですけども、力量ですとか、その体制、あと、それぞれの方の専門ですとか、これまでの業績というのはチェックさせていただいて、そのことでしっかりやっていきたいと思っております。

あとは、成果物のクオリティーにつきましては、やはり開発しておりますのが、例えば混合物を評価するですとか、あるいは水に溶けにくい物質をどういうふうに評価するかとか、そういう極めてテクニカルなものでございますので、その業者が作り出した方法につきましては、検討会ですとか審議会の先生方に複数の段階でチェックいただいて、途中段階につきましても御指導いただきながら軌道修正というのは行っていきたいと思っております、そういった形でクオリティーは確保していきたいというふうに思っております。

○奥委員 ちょっと遠回しに申し上げたんですけども、事業者との契約というのは単年度になりますよね。

○環境保健部 はい。単年度でございます。

○奥委員 ですから、単年度というのが、これは国全体の方向性として単年度で競争性を確保してというのがあるので、なかなか難しいかもしれないですけども、やはりこういったリスク評価というのは、しっかりと腰を据えて長期的な視野のもとで実施されるべき性質のものであって、実際には、同じ業者が毎年度この委託を請け負っているということもあるの

かもしれませんが、結果的に。そこが、ちょっと資料ではわかりませんが、ただ、そうであったとしても、やはり複数年度で、いつまでの期間にしっかりと、特に優先評価物質については腰を据えてやっていただくというような、そういったことをしっかりと考えていかないと、なかなかリスク評価を確実に迅速にやっていくという、この目標の達成がままならないということにもなりかねないと思うんですね。

その辺りをどう考えたらいいのかということで、ちょっとお伺いしたところです。

○環境保健部 ありがとうございます。

私どもは、政府全体のルールとして単年度契約、単年度予算が原則ということで、こういう形でやっておりますけれども、実は毎年度、ちゃんとした、しっかりした業者さんが応札して、落札してくれるかなという思いは確かにあるところでございますので、どういったやり方が可能かとか、私どもで、会計課の知恵も借りながら、ちょっと勉強してみたいと思います。

○森本官房長 それでは、稲垣先生、お願いいたします。

○稲垣委員 どうもありがとうございました。

過去の、日本の公害の歴史等から見て、化学物質の規制は大変重要だろうと思います。人への影響だとか、生態系への影響。そういう面では、この事業は評価できると思うんですけど、先ほど奥先生も言われましたように、これだけ多くの物質を32年までにやるということになると、相当加速化しないと、なかなか規制が進まない。

ゆっくりやっていい問題じゃありませんので、この化学物質については。やるべきものはしっかりとやらなければいけないと思いますので、加速化するというのは大変重要だろうと思います。

その中で、過去3年間で相当加速化されていますが、一つ質問は、この加速化された対応が、どういう形でここまで加速化してきたというのをまず教えていただきたいという点。

それと、この化学物質というのは日本だけじゃなくして、欧米も含めて、いろんなところがリスク評価をしていると思います。

それと、日本においても各3省が、経産省、厚生省もやっていると思います。各省とのすみ分をどうしてみえるのかというのが2点目で聞きたいと思います。

特に、欧米等については、私は今、医薬品のほうをやっておりますが、医薬品においては、日本はPMDAが主体になっていろんな評価をしておりますけれども、それとは別に、やはり世界全体が同じような形で評価しなければいけないということで、欧州が主体になって設立した

PIC/sが主体になっているいろんな評価をしていて、そういうデータがやりとりできるわけですね。そういうことが必要じゃないかなと思いますが、そういう点をどうしてみえるのかを教えてくださいなという点。

それと、もう1点が、非意図的な物質、今回はPCBの話がありましたけれど、この非意図的というのは、はっきり言って本当はわからないと思います。以前にダイオキシンの問題もありましたように、非意図的というのは、これが終わったから、これでいいという問題ではなくして、やはり、いろんなものをやらなければ、PCBは、今回の顔料について27年度で終期を迎えるということは、これは一つ評価できると思います。

では、その次を何かやる、どういうふうな形で非意図的な物質を評価されようとしているのか、そういうことも少し教えていただければと思います。

以上、お願いします。

○環境保健部 ありがとうございます。

まず、第1点目の御指摘の加速化につきましては、資料の15ページを御覧ください。

資料の15ページに、リスク評価の加速化という概念図がありまして、一番上に化審法インベントリーというのがございますけども、今現在、我が国で流通しております化学物質約2万8,000あるという目録でございます。このうち、製造輸入量で裾切りをいたしまして、スクリーニング評価というのがございますけれども、全国合計の製造輸入量10トン以上のものがスクリーニング評価の対象になっております。

このうち環境省としては、特に環境への排出量が10トン超の多いもの725物質を重点的にやるべきだと思っております、これと既にスクリーニング評価が終わった優先評価化学物質164物質を足した889物質というのを、この事業の2020年までの目標とさせていただいております。

その下の縦の棒グラフは、今までスクリーニング評価が終わったものでありまして、今、先生がおっしゃったように、加速化を進めているところでございます。

どういうふうに行っているのかということでございますけれども、これまでのところは、どちらかというと、まだ評価が困難な物質は後回しにして、評価が容易なものをまずピックアップして、そこからやるということをしております。

あとは、評価困難物質の試験法の開発なども進めておりますけれども、それと並行して、半ば手作業で混合物の評価といったようなものも進めておりまして、8物質群ほどやっておりますけれども、そういうものは手法開発が未だしのところがあるので、手作業で無理やり

やってみたら大変だけど何とかできた。ただ、まだ混合物は110ほどございますので、そういうものについては、もっと一律にざくっとできるような評価手法が必要だろうというふうに思っております。

このように、まずはできるところからピックアップしていったって、そこを重点的にたたくということで現在これをやっている。あと、並行して一部使える手法は使っているということ、この加速化のためにやっております。

欧米とのデータのやりとりという御指摘でございますけれども、これは、まず化学物質の試験法については、OECD、経済協力開発機構の場で、先進国を中心に国際基準調和が進んでおりまして、日本、EU、アメリカともに、統一の試験方法で毒性を評価するということをやっております。

当然、リスク評価を進めていく中で、欧米のデータで得られたものというものは、信頼性はもちろんチェックいたしますけれども、同じ試験法で欧米が試験したデータはできるだけ使えるという方向で、不要不急な試験は特に行わないという方向で、既存の利用可能なものはできるだけ幅広く使うというやり方でやっております。

あとは、今、評価手法のあるいは試験法の開発をやっているというふうに申し上げました。例えば、水に溶けにくい物質が川底にたまったものをどういうふうに毒性を評価するかという試験法でありますけれども、これは逆に、我が国で試験法の開発を進めていきまして、OECDに提案していったって、国際標準にしていくということを目指したいと思っております。

やはり、欧米も我が国と同様に、混合物ですとか、そういう水に溶けにくい物質の評価は大変だという悩みを抱えておりますので、そこは、彼らと情報交換しながら、彼らの方法を参考にできるところは参考にし、逆に我々の方法を参考にしてもらえるところは参考にもらっていききたいというふうに考えております。

最後のお尋ねで、非意図的な副生物についてでございます。実は非意図的な副生物というものは、PCBにつきましては、平成24年に2000ppm、大体国際的には50ppmがターゲットといたしますか、一つの規制の目安になっておるんですけども、2000ppmという非常に高いものがあるということが判明しましたことから、平成24年当時には、そういう高濃度のもの出荷は直ちに停止して、回収すべきものは回収するという緊急措置を行いまして、50ppmから、さらにどこまで下げられるのかというのを、今、検討しているところでございます。

ほかの有害物質、化学物質審査規制法の第1種特定化学物質というカテゴリーがあるんですけども、PCBと類似の性状を持つ、そういう副生物につきましては、実は同様の対応は

既にPCBに先立ってとっておりまして、それぞれ一種の基準値を設けるとか、あるいは事業者から定期的にサンプリングして測定した実測データを出してもらおうという取組をしております。そこは、既にある程度対応は行っているところでございます。

むしろ、PCBについては想定外の非常に高いものが――高いものがといっても健康影響評価をしたところ、健康被害を生じるレベルではないんですけれども、そういう2000ppmのものが出たということから、ある種特別な対応をこのPCBについては行っていると、そういうことでございます。

○稲垣委員 一番最初の加速化のところ、いみじくもお話がありましたけれど、今はやりやすい物質から順番にやっているということですが、これからの時期は、残りあと7年しかないですね。そうすると、1年間に100物質ぐらいつつ評価していくことにはなりますが、難しいものが多くなってくるので、その辺の目処はどうなっているのですか。

○環境保健部 それにつきましては、先ほど申し上げましたが、混合物の評価手法ですとか、あと底生生物による水に溶けにくい物質についての評価手法というものを、遅くとも平成30年ごろには目処をつけたいというふうに思っております。

そうしますと、それでもって31年、32年に評価すれば、ぎりぎり目標年にはミートとするのかなというふうに思っています。

○森本官房長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では、河村先生、お願いいたします。

○河村委員 御説明ありがとうございます。私のほうから二つお尋ねさせていただきます。

1点目は、今、話題になっている例の加速化のところなんですけれども、いろいろ困難な問題がおありの中でやっつけらっしゃるのがよくわかるんですけれども、ただ、すごく素朴な疑問として思いますのは、この加速化の事業ということを聞いていったときに、じゃあどうやって加速化してきたところが目に見えてくるのかなと。

今、御説明くださったこの15ページのところで行くと、この棒グラフが889に向けてぐつと上がっていく、それでいいのかどうか、今お話が出ていたような、やりやすいものから、取組やすいものからと、それはわかるんですけれども、じゃあ今後どういうやり方で加速化されていくのかというところが、どう御説明されていくのか、もう少し工夫をいただくといんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺りをお尋ねしたいのが1点目。

もう1点というのは、論点の2のところでは、

アジア諸国に対するところなんですけれども、日本の国の納税者資金を使って、この二つ

の国々についてこういう協力をするのは、それはいいと思うんですけども、なぜ、それが、日本の国の納税者資金を使うことが目的にかなっていると言えるのか、正当化されるのかといった辺りを、もう少しよく御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○環境保健部 ありがとうございます。

加速化のところにつきましては、いろいろと物質ごとの年次計画、今年はどういった物質から着手しよう、来年はどういったものをやろうという大まかな計画は立てながら、かつ審議会のほうで御審議いただきながら進めていくということを考えております。

今、申しあげました混合物ですとか水に溶けにくい物質の試験法というものにつきましては、これはまさに開発中のものでありまして、なかなかいつまでに開発が完了して、いつからどういった物質に適用できるということはなかなか言いにくい、今の時点では予測がしにくいところがございますけれども、できるだけそういうものはクリアにしていきたいというふうに思っております。

先ほど申しあげました化審法の見直しが来年度から始まるという中で、当然、来年4月以降、審議会では法の見直しをしていただく際には、法の施行状況の点検を行った上で、足りないところは改正する、あるいは運用を見直すということになります。ですので、そういった議論の中で、2020年までに具体的に何をどうやるのかというロードマップをつくってほしいというふうに思っております。

先ほど、稲垣先生の御質問に一つ回答漏れがございましたけれども、この化学物質審査規制法というのは3省共管で、経済産業省、厚生労働省、環境省が共同でやっております。

経済産業省は、製造、輸入量の把握ですとか、物質の分解性ですとか蓄積性といったところを主に担当しておりまして、厚生労働省は、人の健康についての評価を担当している。環境省は、環境経由での暴露ですとか、あとは環境への影響ということで環境中の生物への影響を見ておる。

そうしますと、全体としてのロードマップというのも、3省共同で作らなくてはいけないものでございまして、誠に申し訳ないんですが、今の時点では、なかなかわかりやすい形で3省合意でまとめたものがございませんので、それは、来年度審議会の中で明らかにしながらやっていきたいと思っております。

ただ、環境省の思いとしては、環境省が担当している環境への影響についてちゃんと評価するためには、必要な方法は開発して、2020年までには889を何とか全部終えたいと思っております。

アジアにつきましては、資料の16ページを御覧くださいませ。

先ほど、試験法の開発につきましては、稲垣先生の質問へのお答えで、日米欧で手法についてのハーモナイズはしているというふうに申し上げました。

やはり、化学製品というものは一国だけで完結するものではなくて、輸出入、貿易がございますもので、できるだけ手法のハーモナイズというのは進めていくべきだと、国際的に進めていくべきだというふうに思っております。

そういった観点で、環境保全の観点からも、あとは非関税障壁といった観点からも、手法のハーモナイズというのは進めていくべきだろうというふうに思っております。

その中で、一つはアジアにおきます環境対策をリードするという役割を、日本といたしますか、我が国の環境省が担っておりまして、そこのところは、我が国が引っ張って行って、途上国の能力向上のお手伝いをすることで域内全体の環境保全に資する。

そうすると、それこそPCBですとか、あるいは水銀などの越境汚染といったものが問題になっておりますけれども、その越境汚染の観点からも、我が国国民にそれは資するものであらうと。

あとは、そちらで、16ページで貿易の数字を、ごく簡単なものを挙げさせていただいておりますけれども、世界中で13位とか9位とか、一見低く見えますけれども、実は上位というのは中国、韓国、台湾、アメリカといったところが10%以上で非常に大きなシェアを占めているんですけれども、その下は、こういったアジアが中心でありまして、その第2グループの中で、やはりインドネシアとベトナムというのは我が国の輸出先として2014年時点でも一定程度の規模は得ておる。今後伸びるだろうという予測もされておりますし、なかなか確定的なことは申し上げられませんが、企業さんの方でも現地に工場を進出する、あるいは合弁企業をつくるといった取組を進めておられるやに聞いております。

そうしますと、日本の試験法あるいは規制方法と、ベトナム、インドネシアの規制方法とこのを合わせることで、そういう輸出したい、あるいは現地進出したいという企業さんのある種競争環境の整備にも資するというふうに思っておりまして、その観点からも、税金をいただきまして行うに適切な事業であるというふうに自己評価しております。

○森本官房長 では、小林先生から、順次よろしく申し上げます。

○小林委員 私からは1点、今まで論点が出てないんですが、来年、ここで化審法の見直しというのがあるんですが、これは見直しなんで、まだ1年先だから、なかなかお答えしにくいと思うんですが、見直しの論点ですか、想定される。当然、5年たってもっと規制を強

化しなきゃいけないものと、いや、もうこれは別に規制がなくても安全性が確認できるから、当然、産業界から緩めてくれというような話と当然あるかと思うんですが、来年の化審法の見直しの論点を、お答えになれる範囲で教えていただけますか。

○環境保健部 環境省としての現時点の考えということで、経産省、厚労省と必ずしも完全に調整したものではございませんけれども、論点は三つあると思っております。

12ページを御覧ください。

12ページで、真ん中に化学物質審査規制法による2020年目標の国内対応という3本の矢印がございます。

一番上が、毎年新しくマーケットに出てくる500から700件の新しい新規化学物質についての審査を着実に実施するものというものでございまして、これは当然、2020年まで毎年着実かつ厳格に実施すべきものでございますけれども、これにつきまして、後ほど御説明いたしますけれども、産業界から一部、規制合理化の要望あるいは欧米との国際調和の要望というのをいただいておりますので、そういったものにつきまして、その要望の妥当性あるいは要望を受け入れる場合は、本当に受け入れても大丈夫か、あるいは何らかのセーフティーネットを設ける必要があるかどうかということを経産省として考える必要があるというふうに思っております。

2番目の論点といたしましては、その矢印の2番目の、上市後化学物質のリスク評価でありまして、先ほど御説明したとおり、リスク評価がなかなか進んでいないという中で、2020年に向けて、とにかく評価を加速化していく。特に、健康被害ですとか環境汚染が懸念されるような、あるいは海外で規制されているけれどもまだ日本では手つかずのような物質につきまして、これをしっかり評価していったら、その上で管理を行うことが必要だと思っております。

3番目の矢印といたしまして、上市後化学物質のリスク管理で、評価に基づく管理を実施する。2020年までに評価を終えて、2020年までに管理措置を準備しておいて、2020年以降、管理すべきものはきっちり規制する。あるいは自主的に管理していただくということが必要かと思っております。

リスク評価以外の論点につきましては、14ページを御覧ください。

真ん中に三つ青い四角がございます。14ページでございます。

産業界からの規制合理化要望と申しあげましたのは、その三つの青い四角のうち下のものがございます。14ページの真ん中でございます。新規化学物質の審査制度の合理化。

産業界からの合理化というのは、真ん中に小さい文字で書いておりますけれども、例えば、製造数量の少ない少量新規化学物質と呼ばれるカテゴリーがありまして、我が国の場合は、全国で製造・輸入量が1トン以下の場合には毒性試験の実施ですとか、毒性データの提出というものを不要としております。

それで、この化審法の新規審査を受けるための毒性試験というもの、あるいは各種の試験というものが、物質にもよりますけどトータルで2,000万円から3,000万円、期間にして数カ月から1年を要するものでございまして、我が国の場合は、全国1トンまでであるならば、そこは不要。1トンを超える場合には段階的にデータを増やしていっていますけれども、そういう試験を行ってデータを出してもらおうということをやっておる。

一方で、欧米では、1社当たり1トンといったものが一般的であるので、我が国も1社当たり1トンまでの製造量のものについては、毒性データの試験実施、データの提出を不要してもらえないかという御要望が従来より産業界からも出ておりまして、数年前には規制改革会議のワーキンググループでもそういった主張を展開されておられます。

そういったものについて、確かに欧米並みに合わせて1社1トンにしていいのかどうか、あるいは1社1トンにしていいのかどうか。1者1トンにした場合に、それで我が国の環境保全上、あるいは健康保護上、支障がないのかどうかといったことを検証した上で、必要があればセーフティーネットを構築するということが一つ大きな論点としてあろうと思います。

あとは、先ほど管理措置の強化というのがございましたけれども、それにつきましては、その上にあります用途・使用方法に応じた対策ですとか、あと、製品への対策というのが、日米欧の規制を比較しますと、やや日本の場合は、まだきめの細かい規制ができていないのかなど、環境省としては考えておりまして、こういう用途・使用方法に応じた対策あるいは製品対策といったものも検討して行って審議会のほうに御提案したいというふうに考えております。

ちょっと長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

○森本官房長 小林先生、よろしゅうございますか。

それでは、松村先生、お願いいたします。

○松村委員 まず最初に聞いたかった点は、稲垣先生が2番目に言われた点の前半で十分お答えいただいたので、確認だけさせていただきます。

例えば、水に溶けにくい物質というのは難しい問題があり、これからお金を投じて開発していかなければいけないというのは十分わかったのですが、それは欧米だって世界中で同じ

共通の問題なのだから、そこでやられているものを輸入するというだけではだめなのかというものに対して、一定のものに関しては日本で行い、それを、いわば世界の標準にするという点なんです、世界に貢献していくというような側面もあるのだとお答えいただいたのだと理解しました。

理解が間違っていたらもう一回説明をお願いします。

もし、その理解が正しいとするならば、成果としては、世界に先駆けて、こういう手法を開発した結果として、世界の化学物質の管理に貢献し、日本のやり方が採用された結果として、日本の企業の生産、輸出というのを、ある意味で助けたという変なんです、やりやすくしたというのも大きな成果になるはずなので、事後検証のときに、そのような視点も持って、政策に生かされましたというだけではなくて、このようなインパクトも生んだということを経験後に検証するように、今から準備しておくべきなのではないかと思いました。

それから2点目、同じことなのですが、今度は3番目の事業のアジアへの展開のところなのですが、アジアでの標準化というのは、できれば、こうなるということはいいいんですが、どれぐらいの見通しがあるのでしょうか。具体的に言うと、例えば過去、同じような形でアジアでの標準化というものに成功し、その結果として、日本企業の輸出あるいは現地進出というのを大きく助けたというような成功事例というのはあるのでしょうか。

仮にあるとすれば、それと同じようなことが今回も可能であるということの何らかの見通しとかというようなものはあるのでしょうか。

先ほどの繰り返しになりますが、事後評価の段階では、それができたということは本来すごく大きな成果のわけで、そのような事後評価を睨んで今から事業をしていくということだと思いますが、それは、きちんとビルトインしていくべきなのではないかと思いました。

最初の2点が質問です。よろしくをお願いします。

○環境保健部 ありがとうございます。

試験法につきましては、非常に専門的な説明で恐縮でございますけれども、そういう水に溶けにくくて川底にたまって、川底の生物に影響を及ぼすような物質について試験を行うというときには、そもそも川底にいる生物につきましては、どういう化学物質の投与といいますか、暴露のさせ方をするのかという技術的な面と、あとは、どういう生物、種でもって試験をするかということがございます。

その両方について、もちろん欧米は欧米なりの方法で、分散ですとか、あるいは生物影響を見ているところでもありますけれども、私どもがやろうとしておりますのは、やはり日本の

環境保護ということでもありますから、日本の生物を使ったやり方というのを開発する。例えば、水に溶けやすい物質の場合は、日本の場合はメダカを使って化学物質の試験をしておりますけれども、それと欧米に住んでいるゼブラフィッシュとかファットヘッドミノーとか、そういう魚がいるんですけれども、そういう欧米にいる魚と日本の魚での毒性の相関を見るとか、あるいは試験法の前提条件といいますか、投与の仕方もそろえると、そういったことをやっております。

でありまして、今、開発しておりますのは、水に溶けにくい物質の試験方法ということになりますと、暴露のさせ方について欧米のものを参考にしながら、よりよい方法というのを追及していく。あとは生物種について、日本の生物種を使いながら、あと欧米の生物種でとったデータとの相関ですとか、相互受け入れの可能性といったものを検証していく。その場合には、そういう魚の試験でメダカと欧米の魚の種類について、同等あるいは相関がとれるようにお互いにデータを受け入れましょうというような議論をOECDでやったわけですが、それと同様の議論を、今やっております底生生物の試験法でも行っていきたいというふうに思っております。

ちょっとマニアックな説明で恐縮でございますけれども、考えておりますのは、そういうことでございます。

2番目のアジア展開でございますけれども、過去にそういうことができたのかという事例でありますけれども、これは現在進行中でございます、まだございません。

幾つかやっておりますのは、それこそ日本の場合はメダカでもって水に溶けやすい化学物質の試験法をやっている、それはアメリカ、EUも受け入れておるんですけれども、中国の場合は、中国固有の種類での魚での試験しか受け入れないということ、今、中国政府はやっておりまして、それについては、日本あるいは米、EUと整合させるべきだという議論を、この事業とは別ですけれども、日本、中国、韓国の間で対話を行っております、その中で働きかけている最中でございます。

あとは、制度にビルトインされた例といたしましては、この化学物質の審査という場面ではございませんけれども、それに隣接する分野で、化学物質の管理をちゃんとやってもらって工場からの排出量などを届けてもらうというPRTR制度というのがございます。

これにつきましては環境省も協力いたしまして、今現在、タイでパイロット事業を進めているところでありまして、その隣接分野でございますけれども、タイで日本と同様の化学物質制度ができそうかなというふうに思っております。

ただし、化学物質の審査、規制そのものにつきましては、これはぴったり日本どおりというのは、今のところはございませんで、既に独自に走っております中国とは整合させましょうという働きかけは行っているところでありまして、そういうことがこれ以上起きないように、今協力しております2カ国には、日本流のやり方というものの採用を考えてもらうよう働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森本官房長 松村先生、よろしゅうございますか。

それでは、最後に水上先生ですが、各委員におかれましては、そろそろコメントシートを書きながら、議論をお願いしたいと思います。

では、水上先生、お願いいたします。

○水上委員 御説明ありがとうございました。

ちょっと幾つか御質問をしたいのですが、まずこの事業は、スクリーニング評価をする事業なのか、スクリーニング評価をするための手法を開発する事業なのかというのは、結局どっちなんですか。

○環境保健部 後者の、手法開発が①につきましては、そのメインの事業でございます。

○水上委員 具体的にスクリーニング評価をするというのは、この事業とは別の事業で存在しているということではないんですか。

○環境保健部 スクリーニング評価とリスク評価そのものは審議会で行っておりますので、その審議会のための開催経費ですとか運営経費というのは、また別途ほかの、この法律の施行経費でやっております。

○水上委員 つまり、この事業の費用ではないということですね。スクリーニング評価をすること自体の費用は。

○環境保健部 はい。さようでございます。

○水上委員 ということでいいですかね。

○環境保健部 はい。

○水上委員 だとすると、手法開発というものが成果に対する対象だと思うんですけど、開発しないといけない手法の数は117ぐらいあるという話でしたっけ。

レビューシートの1ページ目の一番下にある889物質のうちで評価が困難である混合物117についてスクリーニング評価手法を開発しなきゃいけないと言っているんですけど、具体的に言うと、評価手法を開発しなきゃいけない評価手法の数は幾つなんですか。

○環境保健部 そこも今現在見極め中でございまして、開発しなくてはいけない混合物につきましては、混合物自体は今考えている889物質のうち117が混合物であります。

それにつきましては、似たようなものはできるだけグループ化して同じ方法を適用していきたいというふうに思っておりますけれども、その117あるタイプの混合物を、例えば石油由来の混合物でありますとか、あるいは合成洗剤的なものでありますとか、そういう幾つかにグループ化していった上で、同じ方法が適用できるところはそれを適用していきたいというふうに思っております。

○水上委員 もう一回聞くんですけど、結局、開発しなければいけない評価手法の数は幾つあるんですか。わからないんですか。

○環境保健部 今現在、見極め中でございます。

○水上委員 わからないんですか。

○環境保健部 はい。

○水上委員 開発した評価手法は、これまで幾つぐらいあるんですか、24年、25年、26年というところ。

○環境保健部 今のところはまだゼロでございまして。進行中でございまして。

○水上委員 何年度に幾つぐらい開発する予定なんですか。

それは幾つ、そもそも開発しなきゃいけないかわからないとすると、そもそも27年度には幾つ開発しなければいけないかわからないということなんですかね。

○環境保健部 そこは、どういうふうにグループのくくりができるかとか、幾つぐらい開発しなきゃいけないかということと、走りながら並行して検討しているというところでございます。

○水上委員 すみません。この事業は何年から始めたんですか。

○環境保健部 全体が25年でございまして。

○水上委員 2年たっているということですか。

○環境保健部 はい。

○水上委員 つまり、これは、普通にスクリーニングするという単純な話は別にその審議会ですることができるけれども、普通にスクリーニングするというやり方では十分にスクリーニングできない、つまり、何らかの評価手法を開発しないとどうしてもスクリーニングできないというものについて、スクリーニング手法を開発するという話ですよ。

だとすると、具体的に言うと、幾つぐらいのスクリーニング手法を開発しなくちゃいけな

くて、24年、25年は幾つ手法が開発できて、26年は幾つで、27年は幾つぐらい開発する必要があって、トータルで手法としては幾つ開発しなきゃいけないかというのがわからないと、そもそも、この事業の目標の成果も把握できないんじゃないですか。

○環境保健部 極論いたしますと、この117の混合物につきまして、それぞれ数十物質ですとか、数百物質の混合物なんですけれども、これは手作業で全部分割して行って一個一個評価していけば、その混合物の評価というのはできる。

そのときに、その混合物を混合物のものとして評価するためにはどういうやり方があるのかというのを。

○水上委員 そこはわかっている、それはいいんですけど、だからこそ手法開発をしなきゃいけないんですよ。一個一個細かくやっているとすごく時間がかかるから、それをまとめてやるための手法を開発しなきゃいけません。だから、手法を開発するためにお金をくださいという事業で、まだ一個も手法が開発できてなくて、今後、幾つの手法を開発しなければいけないかもわからないと言われると、そんな事業は必要なんですかということになると思うんですけど、違いますか。

○環境保健部そこは、先ほど申し上げましたとおり、極論すると全部細かく分割して行ってやれば。

○水上委員 いや、違います。

細かく分割してやるわけにいかないから手法を開発したいんでしょう、まとめた形で。

まとめた形で手法を開発したいと言っているんだけど、幾つにまとまるかはわかりませんと、2年やっているけどと言われると、それは結局、何の成果も上がってないじゃないですかということじゃないですか。

○環境保健部そこは、今現在進行中なのは、先ほど申し上げました石油由来化合物といったものと、あとは合成洗剤のうち、一つの物質群につきまして二つの手法について現在進行中であります。

この117の中にも、石油由来のもの、あるいは合成洗剂的なもの、あるいはそれ以外のものと多々ございますけれども、開発しつつある方法は、そのうち何種類の混合物に適用可能かですとか、あるいは、そういった方法で評価できない混合物について、どういうやり方を新しく開発する必要があるかというのは、これは進行しながら検討しているのが実情でございます。

○水上委員 ここからは意見ですが、この事業が始まって2年たっている段階で、幾つ手法

を開発しなきゃいけないかどうかともわからないというのは、幾ら何でも進捗が悪いんじゃないか。

具体的に言うと、今ある117の混合物について言うと、大体、正確に幾つですと言えないにしても、幾つから幾つぐらいの手法を開発しなきゃいけないはずですよというのは、本来わからないはずはなくて、さらに言うと、その開発手法のうち、日本で完全にオリジナルで開発しなきゃいけないものと、海外で既に一定の開発手法があって、基本的にはその海外の手法を利用することができて、若干日本用にバージョンアップすればいいものと、つまり海外との間で役割分担をすればしたらどういう可能性があって、特に日本では非常にたくさん使っているけど海外ではあまり使っていないみたいに、完全に日本でオリジナルに手法を開発して、むしろ、まさに先ほど松村先生におっしゃっていただきましたけど、海外にその手法を波及させられることができるみたいな、そういうものはどれぐらいあってというフォーカスをきちっとして、だからこれをやるんです、今年はこれです、来年はこれですというのがないと、PDCAが回せないと思うんです。

行政事業レビューというのは、PDCAを回すというのが主たる目的なので、現時点ではPDCAは回っていないということだなというふうに、やはり評価せざるを得ないなという意見を申し上げます。

この事業は三つあるので、こればかりやってもしょうがないと思うんで、ほかのもやりたいんですけど、アジア諸国の化学物質対策の話なんですけど、成果指標のところ、最終的に32年度に2個ぐらい法律や制度ができてほしいなという話を書いてあるんですけど、これは何か根拠があるんですか。

○環境保健部 まず、1番目のPDCAの部分につきましては、確かに御指摘ももっともでございますので、具体的な目標ですとか年次計画というものは明らかにしてまいりたいと思っております。

特に、この事業全体といいますか、化審法の施行全体を、来年度公開の審議会で御審議いただき、あるいは、今年度その予備的な検討を行うということを考えております。

そういったプロセスの中で明らかにしていき、こちらのプロセスのほうに、検討いたしました具体的な目標なり、進捗計画といったものを反映させていきたいというふうに思っております。

アジアにつきましては、これはレビューシートの事業の目的のところにもございますけれども、2020年までに化学物質のリスクを最小化するような、そういう枠組みをつくるという

のがヨハネスブルグ・サミットで合意されました国際目標、2020年目標と呼ばれるものでございまして、そのための国際的な実施戦略というものも、2005年だったと記憶いたしますけれども、国際化学物質管理会議というところで作られております。SAICMと呼ばれる国際戦略でございます。

その中で、2020年に向けて各国はそういう制度、体制の整備を行う。あとは、その中で先進国は途上国に対して応分の能力向上のための支援を行うということが、この2020年目標に向けた国際戦略の中でうたわれております。

そういったことから、私どものこの事業も、2020年に向けて両国の制度の整備をお手伝いして、その中で彼らの……。

○水上委員 すみません。さっき質問していることと全然答えがずれているんですけど。

○環境保健部 すみません。

○水上委員 2という数字を挙げていただいたんで、この2という数字には何か根拠があるんですかという質問です。

○環境保健部 それは単純に、各国で少なくとも一つはということであります。各国少なくとも一つ程度、あるいは……。

○水上委員 実際に、研修会とかをするときに、例えばインドネシアなりどこなりの国が、こうこうこういう制度について、今、問題意識を持っているので、こういう制度変革をしたいんだけど、ついては、こういう勉強会開いてくれないかというようなニーズに対するすり合わせは、してないんですか。

○環境保健部 しております。

16ページを御覧いただければと思いますが、まさに、今ニーズのすり合わせをしながら進めているという状況でございまして、その16ページの下に講習参加者がございますけれども、相手国政府の関係部局、あるいは、相手国の自治体の環境担当者という者と、我が国からは環境省の担当官や国立環境研究所などの専門家、あるいは自治体の環境部局が行きまして、日本の仕組みはこういうふうになっている、日本で個別にこういう評価ですとか、こういう管理あるいは規制を行っているということを紹介しながら、向こうの方が、こういった情報が欲しいとか、あるいは先々こういった協力をしてもらえないかということキャッチボールしながら進めていくというのがこの講習でございまして……。

○水上委員 はい。すみません。その上で、だとすると、じゃあどの制度を変えたいんだ、どの部分の規制を強化したいんだ、どの部分をやりたいんだという具体的に制度をつくりた

いものは、もっと具体的に、何年までにこれをつくりたいというのは、数値目標に出ませんか。

32年度に2個ですというぼんやりした話じゃなくて、来年はこれをやる予定です、再来年はこれをやる予定です、その次の年はこれをやる予定です、だから、それを実現するための研修会をちゃんとやりますというニーズのキャッチボールをしているんだったら、その目標設定として、突然、何もなくて32年度に2という数字が入るんじゃないかと、もっと来年はこれです、再来年はこれですと出せるはずじゃないんですか。

○環境保健部 そこは、先方のニーズも、例えば、化学物質のリスク評価のための手法ですとか、あるいは、先ほど御質問にもありました欧米のデータにアクセスするためのデータベースにはどういうふうにアクセスすればいいのか、あるいは自国でデータベースを構築するにはどういうふうに構築すればいいのかとか、そういったところ、あるいは国と自治体の役割分担をどういうふうにすればいいのかという、そういったところに御関心がありまして、それについて日本としてはこうやっているというのをお知らせしているのが現在の状況でございます。

何分、制度そのものが、あるいは見直しにつきましては、相手国もあることでありまして、なかなか向こうのほうも、この分野を強化したいので、この分野を教えてくれというところまであるんですけども、いつまでに制度をつくろうかなというところまでは、まだなかなかクリアなコミットメントを先方からいただいていないというような状況でございます。

○水上委員 ここからは意見ですが、研修会をこちらの費用でやってあげれば喜んでもらえるんだろうなと思うんですけど、目的から考えたときに、本当にこれによって2020年までの条約に従った適切な制度ができるということ、そのこと自体が成果だというのであれば、どういう制度がいつまでにどういうふうにする予定になっていて、それに対して、どういう効果的な支援を検証したのかということが示されなくちゃいけないと、一般的に「勉強になりました」では多分足りないですね、ということだと思いますし、あるいは日本の企業の参入ですとか、そういう波及的な効果だという話だとすると、やっぱり政策に落とし込まれないと、一般的な勉強を彼らがしたかどうかによって日本の企業が参入することに影響があるわけではないので、やっぱりその波及効果について、さっき説明されてましたから、そんなことまで効果だというんだとすると、実際の彼らの制度にどういうふうに落とし込まれていくのかというところが政策目標で、そこが全然見えないんだとすると、これは一般的研修事業ですから、基本的には彼らのお金で講師を呼んでもらってしゃべればいいのかという話ですよ

ね。という議論だと思います。

○環境保健部 すみません。今の観点で、私は、実はベトナムの昨年行いました研修事業に出席したものですから、少しそのときの雰囲気をお伝えしたいというふうに思うんですけれども。

どういう制度をつくるということに関しましては、先方の政府も、現在、まさに本当に動いているものがございまして、例えば、先ほどタイの事例を紹介しましたがけれども、そういったPRTRという制度であるとか、あるいは事故が起こったときにどういうふうに対応するんだという制度とか、具体的なニーズは挙げていただいたというのが昨年の成果かなというふうに思っております。

ただ、先方が、これは正直申し上げて、必ずしも体制が十分でないというところもあるので、毎年一つずつ制度をつくっていきますというレベルの先方の受け入れ状況ではないというところがございます。

ですので、こちらとしましても、恐らく先方の体制、キャパシティーを含めて、どの制度をビルトインしていくのがお互いにとってwin-winなのかということを経り込んで、2020年までに幾つ、毎年一つとか、2年に一つつくっていくというよりは、きちんと責任を持ってビルトインしていけるような制度について、先方ときちんとすり合わせを行いながら、実際に実施している。

研修という名前ではございますけれども、日本の制度をぜひ参考にしたいというふうに先方も非常に思っているところは私も感じてまいりましたので、そういった形でやっていくのかなというふうには思っております。

○水上委員 再三言いますが、やってもらった側の国が全然喜んでないはずだと言っているわけじゃなくて、研修を受ければ多分喜んでいると思うんですけど、日本の納税者の払ったお金を使ってこの事業をやるんだということだとすると、少なくとも日本としてPDCAが回らなきゃだめだと思うんです。

相手があることなんで、PDCAを回そうと思ってプランをしたけれども、相手側の都合が立たなかったんで目標は達成できませんでした、今後はもっと密に調整しますという話はあるかもしれませんよね。相手がある話だから、全部こっちの予定どおり進むとは思ってないけど、最初からそれを組むことを放棄しちゃうと、PDCAなんか回せないじゃないですか。

○環境保健部 おっしゃるとおりだと思います。

お許しいただけますならば、今後もこの事業は継続したいと思っておりますので、その中

で、先方の年次計画的なものを明らかにしてもらうように働きかける、あるいは、16ページの一番下にございますけれども、もちろん、これは環境省の一種のシーズ調査といいますか、ニーズ発掘でございますので、より大がかりなものやっけていく案件に形成していく際に、例えばJICAの御協力をいただけないかと思っております、現地で講習を行う際には、必ず現地のJICA担当者にも来ていただいております。そういうJICA案件の形成の可能性といったものも追及していきたいと思っております、そういう先方の御意向、あるいは中長期的な計画なり、あるいはJICAとのコラボレーションというものを考えて、全体の絵姿として、どういうふうなロードマップといいますか、目標を考えていくのか、勉強していきたいと思っております。

○稲垣委員 ごめんなさい、時間が過ぎておりますが、私も若いころに、JICAの仕事でイランの大気汚染の指導に行ったことがあるのですが、やはり、今回の化学物質というのは、はっきり言って地球規模で汚染される問題だと思います、いろんな問題が。

そういう意味から言って、確かに説明されたように、向こうの国でそういう規制だとか、あるいは、そういう制度ができれば一番ベターですけど、少しでも、向こうの意識が上がり、規制に向かっていくというようなことでも、僕は、いろんな意見がありますが、日本は先進国として、そういう途上国に対する指導というのも一つの大きな役割じゃないかなというふうには思っています。

○森本官房長 それでは、各委員におかれましては、コメントシートの提出をお願いしてもよろしゅうございましょうか。

じゃあ、それでは、取りまとめ役の小林先生のほうから、評価結果及び取りまとめのコメント案の御提示をお願いしたいと思います。

○小林委員 まず、取りまとめ結果を報告させていただきます。

非常にはっきりしまして、事業内容の一部改善という方が5人、事業全体の抜本的改善という方がお一人ということになりました。だから、これは取りまとめ案としては事業内容の一部改善ということによろしいでしょうか。

あと、それぞれの方々のコメントをざっと私も見させていただきますと、細かく言うことは、時間の関係で端折らせていただきますが、多くというか、ほとんど全員のコメントで要約してあるのは、要するに、特に加速化のところを中心にありましたけども、工程表が見えにくいというか、具体的に、何がどう進んで、今の御議論のようなPDCAがチェックできないんじゃないかと、書き方はいろいろと皆さん各員あるんですけど、共通した意見として挙が

っております。

それから、アジアのところも、今あったような、そういうメリットというのはもうちょっと広く捉えたほうがいいんじゃないかという方と、それから、そういうんだったらもちろん同じです、ちゃんと工程表が明確になってないとチェック、評価、何がどこまで進んでいるのか評価できないんじゃないかという、そういうコメントでいろいろと書かれておられますが、尽きているかと思えます、読ませていただいた感じでは。

以上です。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、本事業についての評価はそのように記載させていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

全部で3件ございますが、2件目が終わったところで10分休憩ということで、このまま継続させていただきます。恐縮でございます。

(化学物質審査室 退室)

(リサイクル推進室 入室)

○森本官房長 それでは、よろしゅうございましょうか。

次に、事業番号2、「我が国循環産業の政略的国際展開・育成事業（ビジネスモデル支援）」でございます。

担当部局から5分程度で事業概要の説明をお願いいたします。簡略簡明にお願いしたいと思えます。

○廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物・リサイクル対策部でございます。

それでは、「我が国循環産業の政略的国際展開・育成事業（ビジネスモデル支援）」について御説明いたします。

本事業の概要について、資料の26ページ以降にて説明をさせていただきたいと思えます。

初めに、リサイクル施策を取り巻く状況・課題でございます。

1点目といたしましては、リサイクルによる再生材が市場から高い評価を得るに至っておらず、またリサイクル可能な循環資源が国外に流出している状況にあるということで、再生材の品質・付加価値の向上が課題となっております。

また、海外に目を向けてみますと、EUでは資源効率度の観点からの施策の展開が見られているところでございまして、我が国におきましても、持続可能な資源活用の取組を進めていく必要があると考えてございます。

3点目、法制度の対象外の品目・素材につきましても、効率的な回収・資源利用の拡大を図っていくことが必要だと認識しております。

こうした問題意識から、中ほど施策の方向性でございますけれども、素材の性質に応じたリサイクルの質の向上を図っていく必要があるかというふうに考えてございます。

また、2点目でございますが、リサイクルそのものの工程だけではなくて、リサイクルのバリュー・チェーン全体での取組が重要ではないかといったように考えてございます。

こうした法制度を超えた循環資源の有効利用を進めていく上では、循環型社会ビジネスとしての取組が重要ではないかというふうに認識してございまして、こうした観点から本事業では新たなビジネスモデル形成のための実証事業を実施いたしまして、これにより意欲のある民間企業の取組を引き上げ、技術の実用化等を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、27ページを御覧ください。

こちらではこの事業のターゲットといたしまして、リサイクルのどのような分野を伸ばしていく狙いを持っているかといったことについてお示ししてございます。

容器包装あるいは自動車等々につきましては、個別の法制度が整備されたことによりまして、廃棄物の減量化といった面での取組が進んでございますが、再生材の品質の向上を図りまして、社会の中での有効活用をさらに進展させていく必要があるということで、リサイクルの質をより一層高めていくビジネスモデルを生み出していきたいというふうに考えてございます。

また、右側の丸いところでございますけれども、既存の法制度の対象ではない、例えば古着でありますとか、家庭からの生ごみ等につきましては、原料の調達から再生材の需要先までを結ぶバリュー・チェーン化の取組を通じて、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成を図ってまいりたいと考えてございます。

おめくりいただきまして28ページでございます。

直近3カ年の本事業の実績でございます。大きく分けまして高度リサイクル技術のトライアル実証、それから既存リサイクル施設のネットワーク構築と、それぞれ年間二、三件ほど実施をしております。

続きまして、29ページ以降で、個別の事業について御説明をいたしたいと思っております。

まず、Car to Carリサイクルモデルの構築事業でございます。

この事業によりまして、使用済み自動車の鉄スクラップなどを用いて、一般に製造されている自動車用の鋼板と同等以上の品質の鋼板の製造が可能であることが明らかになりました。

右下にございますが、今後の展開といたしまして、自動車メーカーと、この鋼板をつくり出す電炉メーカーのマッチングを支援してまいりたいと考えてございます。

それから30ページ、ボトルtoボトルのリサイクルシステムの構築事業でございます。

ペットボトルからペットボトルへのリサイクルの実用化に向けまして、原料としてのペットボトルの品質条件について調査を行ったところでございます。

右下にございますが、平成25年度には2万トンのペットボトルがつくられてございます。2リットルのボトルで6億本分ということでございますが、30年度には1.5倍とすることを目指してまいりたいと考えてございます。

続きまして31ページでございますが、容器包装プラスチックのアップサイクルモデル実証事業でございます。

容器包装リサイクル法に基づくプラスチックのリサイクルでございますけれども、中ほど右のほうに写真がございます。下のほうに写真がございます。例えば駐車場の車止めとか、擬木などのシンプルな工程のリサイクルだけではなくて、これまで利用がなかなか難しいとされてございました自動車や家電の部品への利用可能性があることを本事業で明らかにしたところでございます。

今後でございますが、実用化に向けて品質条件等について調査を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、32ページからは資源循環のサプライ・チェーン化を目指した事業ということでございます。

まず、京都府の南丹市の取組でございます。

家庭の生ごみを分別回収いたしまして、メタン発酵によるバイオガスのエネルギー利用、それから消化液の肥料利用を進める取組の実証を行ったところでございます。

生ごみは家庭ごみの約4割を占めるところでございまして、中小都市での効率的な回収、有効利用の可能性が確認されたところでございます。

33ページでございますが、北九州市における古着の分別リサイクル事業ということでございます。

こちらで、家庭からの効率的な古着回収、それから新規技術の実証を行ったところでございます。今年度から本格展開といったことになってございます。

まとめで、34ページでございます。

この事業を受けた今後のビジネスモデルの展開ということでございます。今後ともポテンシ

ヤルの高いモデルづくりを進めてまいりたいというふうに思っていますが、右下にございます、この事業により形成されたモデルについて、例えばプラットフォームづくり、それから、戦略的な支援を通じて全国的な展開を図ってまいりたい。それから、成果についてわかりやすく情報発信をしてまいりたいと考えてございます。

こうした取組を通じまして、国内外でのこうしたビジネスモデルの拡大を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

説明としては以上でございます。

○森本官房長 それでは、事務局のほうから、当該事業の論点について説明をいたします。

○正田会計課長 資料36ページを御覧ください。論点につきまして3点掲げてございます。

1点目は、地域の循環産業に対して、どのような事業成果をもたらしているのか。

2点目、本事業をモデルとして、他地域へどのような波及効果をもたらしているのか。

3点目、民間企業等での自立的な事業推進を見据えて、今後の展望はどのようなものか。

以上でございます。

○森本官房長 それでは、ここから、先生方のほうからの質問にお答えさせていただきたいと思えます。先ほどと同じように名札を立てていただければと思えます。

それでは、奥先生からお願いいたします。

○奥委員 御説明ありがとうございました。

本事業の名称は「循環産業の戦略的国際展開・育成事業」というものですが、34ページの図で御説明いただきましたけれども、「自主的に事業を国内外に拡大」というのが最後にちょっとついていますが、これまで幾つかそういうモデル事業をされてきて、それなりの成果が上がってきているということは、ある程度理解できましたが、それが、じゃあ、どのように戦略的国際展開につながっていくのか、つなげていこうとしているのか、今の御説明では全くわからないというのが正直なところでして、そこをもう少しお話しいただきたいというのが1点目になります。

それと関連してなんですけれども、EUの資源効率性の概念に先ほど触れられましたが、EUの場合は、2011年に「資源効率的なヨーロッパに向けて」という戦略、ロードマップを示していますが、恐らく、そのことをおっしゃっているなと思えますけれども、資源効率性をしっかりと追及していくと、そのための2050年までを見通したロードマップというのをEUはつくっているわけですが、日本もそういう意味では、それこそ戦略的な国際展開と銘打つのであれば、それぐらいの長期的なスパンを持って、どういうふうに国内の循環産業を育成し、

力をつけていき、国際展開を図っていくのかというような、しっかりとしたロードマップが必要なのではないかというふうに思うんですね。

この事業がそういったことにしっかりと寄与して結びついていくのであれば非常に評価できるところだと思うんですけども、その辺りの展望といたしますか、御見解をお伺いしたいということが関連して2点目になります。お願いいたします。

○廃棄物・リサイクル対策部 まず1点目の御質問でございます。

本事業の名称でございます。

本事業の名称は、「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」といったことでございます。

この事業の構成を最初に申し上げておくべきだったかと思えます。

一つは、戦略的国際展開事業というのが一つ柱としてございまして、もう一つは育成事業ということで、2本立ての事業になってございます。

私どものビジネスモデル支援事業というのは、後段の育成事業のほうに重点を置いた事業でございまして、もう一方、国際展開の事業につきましては、既に、特にアジア諸国を対象にして循環産業のいろんな、例えば廃棄物処理施設、リサイクル施設について海外展開を支援するフィージビリティースタディーであるとか、事業計画の策定であるとか、そういった支援を行っているところでございます。

本日、御説明をいたしました育成事業、ビジネスモデル支援事業の中では、こうした国際展開、海外進出の前段階といたしまして、どういったビジネスモデルを我が国においてさまざまに構築できるかといったことで、まずは国内の中でリサイクル原料の調達を図り、それからリサイクルをし、再生品の需要拡大を図っていききたいといったことで、まずは国内でしっかりとしたビジネスモデルをつくり、国内における環境と経済の好循環する循環型社会をつくっていくということをしっかり固めた上で、その中で、海外に展開できるものについては、前段の国際展開事業の中でどんどん旅立ってもらいたいといったことで考えてございますが、まだこの事業は始まって4年ほどといったことでございますが、実際に国際展開まで至った事業というのはまだございませんですけども、視野としては、そういったことを念頭に置きながら、今後も事業を進めてまいりたいといったように考えてございます。

それから、もう1点、EUの資源効率の施策という中で、長期的なロードマップの必要性について御指摘がございました。

折しも、先日、ドイツで開かれましたG7サミットの首脳宣言の中でも、G7各国において資

源効率性に基づく取組の必要性というのが強く示されたところでございます。

そういった国際的な動向も踏まえまして、私どもといたしましても、そういった資源効率性といった観点での取組というのをさらに進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

現在、我が国においては、循環型社会形成推進基本計画といったことで、5年程度を見据えた中期的な施策の方向性を示した計画をつくってございまして、その中で、資源生産性という循環型社会づくりの指標を示しているところでございますが、先ほど2050年といったお話もございました。そういった中長期的なビジョンを持ちながら取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

昨年度の事業の中では、調査研究業務といたしまして幾つか行っている中で、将来的なビジョン、戦略の検討というのもこの中で行っているところでございます。

例えば、このビジネスモデル支援事業の中で、既存リサイクル施設のネットワーク構築というのをしっかり進めていって、例えばそれが、これまでエコタウンというふうに言われていた事業でございますけれども、そのエコタウンのモデルの中で、例えば統合型環境モデルということで、循環型社会だけではなくて、低炭素社会も統合したビジネスモデルづくりでありますとか、それから国際的な資源循環拠点をしっかりつくっていくというふうなことを、これは、やや中期的な視野に立った検討でございますが、もう少し先を見据えた議論というのが今後必要だというふうな問題意識はおっしゃるとおりだと思いますので、十分に受け止めさせていただきたいと思っております。

○小林委員 今の奥委員の御質問にも関連するのですが、過去、例えば電炉で自動車のハイテンをつくれる事業とか、もう終わったものがあると思うんですけれども、それが、どういう、今、事業展開の段階にあるのかというのがよく見えないので、今やっているものが次どういう事業展開になるのか多分よくわからないということにつながるんだと思うんです。

その観点で言うと、今の電炉でハイテンの鉄鋼がつかれますよというのは、今どういう感じになっているのかというのが1点教えていただきたいのと、それから、予算のところでは、ペットからペットにするというのを支援するために予算をとっておられるのかと思うんです。あるいは容器包装プラスチックの、今現在の今年度予算という意味で。

これは、例えば一般のごみ行政というんですか、それとの関連はどうなっているのか。各自治体で、東京都は、別にペットボトルを燃えるごみに出してくださいと言っているわけです。片一方で、リサイクルしましょうというのは、何か全体の整合性がこれは一体どうなっ

ているんだという、リサイクルにするんだったらリサイクルだし、すったもんだのあげくに、やっぱり燃やしていいと東京都は多分なったわけですよ。

これは、やっぱり特に同じ所管されている、外から見たら廃リ部でやられているわけなんで、その辺の整合性というのは必要なところだけじゃないと思うんです。どうなっているのか、一般の人から見たら、よくこれを聞かされたらわからないような気がするんですが。

その2点です。

○廃棄物・リサイクル対策部 1点目のお尋ねの、Car to Carリサイクルモデル事業の現在の状況、今後の展開といったことでございます。

資料の29ページに、ごく簡単にしか書いてございませんで恐縮でございますが、成果といたしまして、鉄スクラップ由来の鋼板から自動車の原料として利用されるために必要な品質を満たすための条件というのを明らかにいたしまして、きちんと自動車鋼板に求められるのと同品質以上の鋼板がつかれるということが確認されたところでございます。こうした成果を踏まえまして、実際に自動車スクラップから自動車用鋼板をつくっていけるようなリサイクルのモデルを実現してまいりたいといったように考えてございまして、実際に自動車をつくる自動車のメーカーと、こういった自動車スクラップから鋼板をつくった電炉メーカーとの橋渡し役というのを、しっかりやってまいりたいというふうに考えてございまして、なかなか、ちょっと1年、2年ですぐ形になっているというふうな状況ではないといったことも正直なところでございますが、私どもも、機会を捉えて自動車メーカーに対しまして情報発信をしたり、いろいろ議論をしたりということで昨年度進めておるところでございます。

今年、それから来年以降、このせつかくのCar to Carリサイクルモデルの構築事業の成果を自動車メーカーに活用してもらえるような働きかけというのを引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、例えばボトルtoボトルのリサイクル、それから容器包装リサイクルのアップサイクルのモデル事業に関しまして、一般廃棄物の行政、ごみ行政との整合性はどうかといったお尋ねでございます。

まず、ボトルtoボトルに関しましては、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルというふうなことでございますが、恐らく東京におきましても、ペットボトルに関しましてはきちんと回収し、資源化していこうというのが、例えば東京都、それから23区でもそういった方針だといったように理解をしております。

特に東京23区におきましては、ペットボトルの回収について独自の東京ルールというのを

定めてございまして、スーパーとかコンビニの店頭でペットボトルを回収してもらいましたら、23区のほうでそれを引き取りに行き、再資源化をしていくといったようなルールがございましたが、それが今年の2月ぐらいにちょっと一旦打ち切りといったことになりまして、少しスーパーあるいはコンビニにおける回収ルートというのがちょっと詰まっている状況にあるようにも認識してございます。

そうした中で、いろいろスーパーとかコンビニなどの店頭でペットボトルを回収していく取組の意義というのは、私どもも大きいだらうといったように考えてございまして、どのように進めていけば、このペットボトルの店頭回収がうまく進んでいくかといったことを東京都と相談を重ねているところでございますが、その中でB to Bのリサイクルモデルということで、例えば店頭に設置するような店頭回収機ですね、破碎機を設けることで収集・運搬コストも効率化されるだろうといったことでありますれば、こういったモデルを、また東京都内にも展開してまいりたいというふうに思っておりますし、ほかの地域にも波及させていけるものというふうに認識をしてございます。

それから、アップサイクルモデル事業につきましては、容器包装リサイクル法に基づいて市町村が分別収集したプラスチックを、より付加価値の高いリサイクル製品に利用してもらいたいといったことでございます。

先ほど、小林委員からお尋ねがございました。東京都では燃やしてもいいんじゃないかといったことになっているというふうなお話がございまして、恐らく東京都あるいは23区の認識といたしましても、いわゆる3Rの優先順位の取組ということで、リデュース、リユース、リサイクルを進めてもらって、リサイクルできないものはサーマルにというふうなことで取組を進めていただいております。

23区の中でも容器包装リサイクル法に基づくプラスチックの分別収集を進めていただいている区が半分ぐらいございますので、そういった中では、せっかく住民の皆さんの御協力をいただき、自治体の努力もあって、収集したプラスチックについてはいいリサイクルをしてもらおうという取組の一助になればというふうな事業でございまして、プラスチックの分別収集をやっていない区におきましては、私どももほかの方策をいろいろ考えながら、容器包装リサイクル法に参加してもらいたいというふうな働きかけは引き続き重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○廃棄物・リサイクル対策部 すみません。補足をさせていただきます。

小林委員から、先ほど東京都についてのお話をいただいたんですけども、東京都からも、なぜ、こちらのプラスチックのリサイクルに参加できないかという理由についても伺っております、理由については二つございます。

一つとしては、容器包装の、こちらリサイクルをする際に当たって、こちらペレットをつくる前段階として選別保管という、いわゆるベールといいまして、容器包装を固めるような、異物をとって固めるような作業があるんですけども、なかなか土地代が高くて、そちらを区のほうが自前で設置して制度に参加するといった、財政的になかなか厳しいものがあるという御指摘をいただいているのが1点。

2点目としまして、そうした財政投入をした上で、できているリサイクル物は何ですかといったことを市民の方から言われますと、消費者の方に分別排出をお願いしますといったときにも、こういったものであれば確かに分別排出に納得するよねと。例えば家電の部品になりますだとか、そういう形で言われればやりがいがあるなという話なんですけれども、「えっ、これってもしかして燃やされているんですか」とか、「せっかく分けてもこういう商品なんですか」と言われちゃうと、せっかく財政投資をしたにもかかわらず市民の協力が得られないという形でお声をいただいております、そちらの声にもできるだけ対応するようにということでこちら検討しておりますところでございます。

以上です。

○森本官房長 それでは、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 この事業について、循環産業をこうやって展開していくべきだ。要するにリサイクルをうまく推進させていくべきだということについては、恐らくまず異論は全然ないと思うんですね。

ただ、取組方によって、もう本当に成果に大きな差が出てしまうんじゃないのかなというように、御説明を伺っていて、そういう印象があります。

意見も含めて申し上げますけれども、先ほどお話にあったんですが、4年目に入っているけれども、なかなか、やはり今後の展開も見えないし、現状の把握もどうもちょっと十分にされていないような感じがするんですが、やはり、こうやって、例えばいろいろな実証事業のようなことをやられて、できるところから進めてというのはわかるんですけども、この調子でやっていくと、一生懸命やっているだけけれども、何か散発的に取り組んでいるだけで、なかなか成果に結びつかないままで、ずっと時間ばかりたってしまうような、そういうすごい危惧をしております、幾つか課題があろうかなというふうに思います。

一つ目は、このレビューシートのところの1枚目のところ、19ページですが、書いてくださっていますけれど、まず、全体の現状の把握なんですね。アウトカム指標が、なかなか捉えにくいものもおありになるのはわかりますけれども、じゃあ、今現状でどれだけリサイクルができていて進んでいるのかというところを捉えるときに、例えば、一番上の一般廃棄物のリサイクル率という、もう25年度も調査中、26年度も調査中、今わかるのは24年度だけというんじゃ、これだったら今27年にもう入っているのに、一体いつの数字を見ながらやるのかなというような感じにもなってしまわないかなというふうに思います。現状が把握できてなければ進捗だって管理ができないだろうと。

そういった辺り、もう少しまく指標を工夫するとかして、当局として把握される必要があることももちろんですけども、やはり実際に、それを国民にも協力を求めなきゃいけないわけで、そのときのやる気を引き出すためにも、もっと、例えば地域別であるとか、もうちょっと細かい再生資源の種類別でもいいと思うんですけども、もう少しブレークダウンしたような指標とかで直近の数字を追っかけながら、例えば、こうやって御説明をお願いしたときにそういう資料がぱっと出てくるような感じで、国民向けにもいろいろ広報していければ、恐らくもっと取組が進むんじゃないかなというのが1点目。

もう一つは、モデル事業というか、実証の事業をされているのはいいんですけども、それが、じゃあ実際どう波及していったかという把握されているのかなと思うんですね。

そこをやっぱりされていかないと、要するに、いろいろやってみる価値がありそうな事業をやってみました、それはいいんですけども、やってみて終わってしまったらしょうがないので、その辺り、2点目は、その工夫をどうお考えになられるかということが2点目。

あと3点目は、もうまとめて、全体としてどういう取組でどう進めていくのかというロードマップというか、全体的な考え方、戦略のようなものをもう少し明確におつくりになったほうが、仮に同じぐらいの予算の規模でも、恐らくもっと効果が違って来るんじゃないかと思えます。

以上、3点お尋ねできればと思います。

○廃棄物・リサイクル対策部 まず、冒頭に、コメントとしていただきました、事業が始まって4年たつけれども、なかなか今後の展開とか成果が見えないじゃないかといった御意見でございます。

この点につきましては、私どもといたしましては、例えば先ほどのボトルtoボトルの事業、こちらは24年度、25年度と実証事業を進めてまいりまして、実際に、市場にペットボトルか

らできたペットボトルが投入されて、現在6億本ほどの実績になっているといったことで、広がっているのかなというふうに思っておりますし、それから容器包装プラスチックのアップサイクルモデルといったものについても、実際に付加価値の高い製品の試作品というのがいろいろとできている状況にあるというふうに認識をしております。

先ほどの、今後の展開が見えないというお話に関しましては、国際展開というふうなところまで見据えますと、なかなか、まだ形になっていないところでございますが、まずは国内でのこういった循環型社会のビジネスモデルというのをきちんと生み出しをし、その次のステップというのは、この大きな事業の中の、もう一つの国際展開事業との連携の中で先々を見据えてまいりたいというふうに考えてございます。

そうした中で、3点ほど御質問、御意見がございました。

全体を通して御意見としていただきましたのは、やはりこの事業の成果といたしまして、国民の皆様向けに、きちんと今申し上げました成果なども含めて情報発信ができているか、わかりやすい指標なんか設けられているかといった御意見だというふうに認識をしております。

先ほど御説明いたしました今後の展開、34ページの中で、私どもも問題意識といたしまして、河村委員がおっしゃる御意見については非常に重く受け止めてございまして、国民へのわかりやすい情報発信をきちんとやっていくといった辺りは、ちょっとポンチ絵の中でお話しさせていただいたところでございますが、それで具体的に指標としてどんな工夫を考えているんだといったことでございます。

レビューシートの中で、アウトカム指標を三つ掲げてございます。

一つ目、一般廃棄物、ごみのリサイクル率の指標というふうなことでございまして、家庭から排出されるごみの中で、リサイクルがどれくらいされたかといった指標でございます。

まず、この指標をなぜ立てているかというふうな考え方でございますが、例えば、先ほどリサイクル制度の対象となっていない古着であるとか、それから家庭から出てくる生ごみでございます。これらが非常に、例えば家庭から出てくる生ごみも、家庭系のごみが年間3,000万トン強でございます中で1,000万トンぐらいを占めてございまして、まさにそれぐらいのボリュームがある廃棄物のリサイクルを捉える上では、この一般廃棄物全体のリサイクル率に着目した指標というのがあり得るのではないかといたことで立てているところでございます。

ただ、河村委員がおっしゃるとおり、現在、成果の実績として把握できている値が24年度

から、これは先ほど奥委員からも御指摘がございました、資源効率性の取組の戦略というふうな点に関しましては、まさに今後の大きな課題だというふうに考えてございます。

国内でいろんな取組が広がっている中で、我が国はどういうふうな方向性を目指すのかと、いったところであろうかと思っておりますので、そういった点については、例えば、先ほど循環型社会形成推進基本計画が、今後、また3年ほど後には見直しという時期が参ります。

その中では、実はアウトカムの目標の達成年度を30年度としておりますのは、その循環基本計画の次の見直しの時期をちょっと念頭に置いているところでございまして、そういった国全体の循環型社会づくりの計画の策定を一つの節目、ターゲットといたしまして、今後も取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○廃棄物・リサイクル対策部 補足させていただきます。

こちらのボトルtoボトルの事業の波及効果の点でございます。

こちらは、なかなか時間ばかりかかってしまっていて、波及効果といった面で考えると、戦略を考えないと、なかなか、どんどん進んでいかないのではないかという御指摘をいただいております、こちら強く共感するところでございます。

といいますのも、こちらのBtoBの事業がまだ全国的に波及できていない一番の大きな理由としましては、バージンのペットボトル、ペット樹脂よりも、こちらリサイクルのペット樹脂のほうが、なぜか価格が高くなってしまっているという現状がございまして、飲料メーカーのほうが導入に二の足を踏んでしまっているというのが、最大のネックであると感じております。

その原因については、幾つか、さまざまな方から指摘を受けてはいるんですけども、一番大きいのは、こちらのBtoBのリサイクラーがまだ少ないということがあろうかなと思っております、そうした、今までの既存の卵パックだったりだとか、シートへのリサイクル事業者が積極的にボトルへのリサイクルに取り組んでいただくように、小売の事業者の方ですとか、飲料メーカーの方のニーズが強いということ、環境省からも情報発信させていただいたりですとか、こちらのポンチ絵の中で、消費者の方が自動回収機に入れている姿がございまして、そこでペットボトルからペットボトルにリサイクルできていますということで、こちらに入れば生まれ変わるんですよということを積極的に広報して、消費者の方から、なぜおたくのところでは、どんどんペットボトルに変えていかないんですかという形で、世論に呼びかけていく形で、BtoBの工場を何とか増やせないかということで、問題意識

として考えております。

ですので、そうした形で、長期的にこうした工場を、できれば情報発信ですとか、世論の高まりを生かして増やしていくことによって、こちらのボトルネックが解消できないかというように考えているところでございます。

以上です。

○森本官房長 水上委員のほうから。

○水上委員 今のお話と関係する話で、今、非常に重要なお話をしていただいたと思うんですけど、例えば、ボトルtoボトルのリサイクルシステムというものを考えたときに、アウトカムを何にするのがいいかというところがあると思うんですよ。

今6億本なのを9億本にします、5年かけてやりますというのが、果たして適切な目標設定なのかということ考えたときに、それはぶっちゃけて言うと、大した波及でもないよねという気がするんです。

つまり、リサイクラーが、今後10社、20社、30社とどんどん増えていって、これが大幅に増えていきますよというモデルであれば、モデル性の議論としてやっていけるんだろうなというふうに思うんですけど、リサイクル自体を全体に拡大していくねというときに、特に、――事実を1個確認しておきたいんですけど、ペットボトル全体でいうと何億本ぐらいあるんですか。

○廃棄物・リサイクル対策部 重量ベースで申し上げますと、60万tほどございます。この6億tというのが2万tほどに該当いたしますので、30分の1ぐらいですね。

○水上委員 30分の1というと、3%ぐらいということですかね。3%ぐらいを4.5%ぐらいにするという目標なんだろうと思うんですけど、ならないより、なったほうがいいです。

ならないより、なったほうがいいんだけど、やっぱりせつかくモデルを開発して、これができました、すばらしいんですということだとすると、どうやって、こぞってBtoBリサイクラーをたくさん出していくか。

事業者の数がどんどん劇的に増えていくと、もっと大幅に変わるよねという話になって、規模の経済が働くと、リサイクルペットボトルの値段が、いわゆるバージンのペットボトルの値段を下回れば、そこで閾値が発生して、わっと変わるねという話になると思うんですよ。

それを達成するためには、どうしたらいいかという議論を基本的にはしないといけないと思っていて、6億本を9億本にするという議論は、コスト自体は逆転しないんだけど、社会性に対して意識が高い企業がもうちょっと頑張っているいろいろ入れたときに、9億本になりませ

んかという議論で、コスト自体が逆転すれば、そんな30倍なわけないわけで、半分はリサイクルになりますねという話になるわけですよ。

だとすると、国として目標設定する場合は、やっぱり特に30年度の目標で、5年後という目標だとすると、どうやってそのコストを、バージンのコストよりもリサイクルのコストが下がるところまでやるかというところの目標をやっぱり設定していただきたいと思うんですよ。

という辺りで見ると、もうちょっと頑張れるんじゃないかと。

この事業自体は、全然悪いとは思わないんですけど、モデル事業で2億円ほど使って、ちょっと増えましたというんだと、日本が本当にリサイクル社会をつくりたいと思っているという大目標との関係で、影響が小さ過ぎるんじゃないかというのが私の認識なんですね。

もっとお金がかかってもいいから、そのかわり、この6億本が20倍になりますよという絵を描かないとだめなんじゃないだろうかと思うんですが、その点はいかがですか。

○廃棄物・リサイクル対策部 ちょっと目標の水準がいま一つ野心的ではないんじゃないかというふうな御意見かというふうに思っております。

私どもといたしましては、この6億tという現状をいかに伸ばしていくかといったことで考えましたときに、このモデル事業の中での支援というのは25年度で一区切りといった形になってございまして、引き続きの取組といたしましては、例えば、スーパーマーケットがペットボトルの店頭回収をする際に、ペットボトルが、仮に廃棄物に該当するとなった場合に、一般廃棄物か産業廃棄物かといったところで、少し自治体のほうの取り扱いに幅があるといった声もお聞きしてございますので、きちんとスーパーマーケットのほうで統一的な取り扱いをしていただけるような、例えば、廃棄物処理法上の考え方をお示ししたり、あるいは円滑に運搬を進めていただけるような制度的な対応というのを考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど申し上げましたように、消費者の皆さんからしてみても、ペットボトルからつくられたペットボトルのリサイクルの意義というのをしっかり理解をしていただきたいといった啓発なども取り組んでまいりたいというふうに考えてございまして、そうした中で、どういった、ボトルtoボトルとしてリサイクルされた製品の量をどれぐらいの目標を掲げていけるかというのは、まさに、ただいま水上先生から御意見いただきました点を踏まえて、今後、飲料メーカーとも少し膝を突き合わせた議論をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○廃棄物・リサイクル対策部 すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

こちらの9億本の査定の根拠なんですけれども、6億本のうちの3億本をリサイクルした実績のある某社が、26年度の目標として掲げていたのが50%増ということでございました。

これは実際に達成できなかったわけでございます。10%増にとどまりまして、そうした目標を達成できなかった理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

そうしたときに、50%増というのを業界全体で取り組んでいきましょうという観点で9億本ということにしたわけなんですけれども、あくまで、こちらは予算が25年度で終わったものをベースに、要するに、お金をあまりこちらにはつけないというか、そういった中でベースでどうしても考えていたので、水上委員が御指摘のような、ボトルネックを解消させることによって爆発的に普及させると、そうしたモデルケースの場合に、どのような目標を設定させるかといったところまでは、視野として目標設定の際に、そこまでの視点では至っておりませんでした。そこは正直なところでございます。という観点からの9億本であったといったことを申し上げさせていただきます。

○水上委員 今の点は、何だか自ら積極的にそういう話をしていただくのは歓迎だなと思うんですけど、なので、ぜひ今後のことを考えたとき、こういうモデル事業は、何かよさそうなモデルができたんだけど、ちょろっと成果が上がって、そのまま下火になりました、次のモデルを考えますとって、ずっと調査・研究事業をやり続けて、次々新しい報告書がたまっていくんだけど、世の中を変えるほどブレイクするものは、結局一個も現れないということになると、これは何のためにやったんだろうということになるんですね。

一個でいいから、本当に世の中を変えるだけブレイクスルーするところまで行けば、100個やって100個全部うまくいくということは普通ないので、それはうまくいきそうなものをちゃんと育てることができれば、うまくいかなかったものも必要な犠牲だったということになると思うんです。

だから、ある意味では、せっかくペットのボトルtoボトルという話については、本当にブレイクさせようと思えばブレイクできるかもしれないというところまで来たんだとすると、そこはちゃんと掘れる仕組みをつくっておかないと、調査しただけで終わることが予定されているんだと、その調査は何の意味があるんですかねということになっちゃうと思うんですよ。

なので、全体としての目標との関係で、一種の選抜プロセスですね、調査をして行けそうだといいものがあったら、次はどうやって、どの時点で本当にブレイクスルーを狙って、そ

んな1.5倍とかいう程度のものじゃなくて、20倍にするというためにはどうするか。そのときには、戦略的に幾らぐらいまでお金が使えるのかという全体の目標達成に向けた政策パッケージみたいなところを少しきちっと考えていただけると、何か調査が調査で終わらないという話になると思うんですね。

やっぱりこれはお金の使い方が、レビューシートを見ても、結局調査・研究事業として全部お金が出ていって、つまり成果物は報告書なのかという気がするんですけど、成果物が報告書だとすると2億円は高いよねという話になるし、ちゃんと成果が出るんだったらもっとお金を使ってもいいよねという話になると思うんですよ。

なので、その切り分けをちょっとしていただいて、全部成果が出なくてもいいですから、幾つか成果が出そうになったものについては、ちゃんと掘れるという仕組みを、やっぱり説明できるようにしておいていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○廃棄物・リサイクル対策部 ありがとうございます。

今、委員から御指摘があったように、この成果を生かすためには、国民の方々にわかっていただくというところが一番だと思ってございます。

例えば、メーカーさんとか、リサイクラーさんもそうなんですけども、国民からの支持がある、あるいは、いいよねと応援してもらえるとということが事業として成り立つための礎ではないかというふうに考えてございますので、河村委員からも御指摘いただきましたけども、いいなと思ったものをきちんと国民に伝えられるという努力を今後ともしていきたいというふうに思っておりますし、一つでも二つでも結果が残せるように努めてまいりたいと思っております。

○森本官房長 松村委員、お願いいたします。

○松村委員 すみません。また同じことを蒸し返しちゃって申し訳ないんですが、バージンのもよりもコスト高だから採用されないというなら、ビジネスモデルとして全く確立していないということを意味しているのではないかと、つまり、これはよほど説得するとか、あるいは補助金つけるとか、そういうことをしない限り、自立的にビジネスとして立ち上がっていける段階にないということを意味しており、これがビジネスモデルの育成事業だとすれば、むしろ、それは失敗だったということにもなりかねないわけで、本来は、事業者を説得して、コスト高なだけで無理やりやりました、それを、6億を9億にしたんじゃないかと、本当は自立的にちゃんと立ち上がっていけるようなもの、それがビジネスモデルであって、それを育成するというのが本来の目的だったのではないかと。

仮にそのためには、このお金では全然無理ですということだとすれば、むしろ、そちらをやるために大幅に拡充してでも頑張るといことが本来必要だったのではないかと思います。

先ほど出ていた6億本についてちょっとお伺いしたいんですが、25年度に6億本というのはわかりますが、25年度よりも前はゼロだったということ、それで、25年度で6億に立ち上がり、これを9億まで育てるといことなののでしょうか。

○廃棄物・リサイクル対策部 こちらは、まず24年度の実績について申し上げます。

24年度については、制度といいますか、こちらの取組が始まったばかりになっていて、明確な数字というのは、飲料メーカーさんと小売の方からちょっと情報収集していないというのが、申し訳ないんですが、現状でございまして、年間を通して数値としてまとまったものが、こちら25年度の6億本という状況になっております。

○松村委員 まだしつこくこだわって申し訳ないんですが、バージンのものよりも高くて進まない。一方で、ほかのものをつくっている、卵だとかをつくっているところに、こちらに移行してもらえないかと、こういうことをやっているということは、卵パックをつくるほうは十分ビジネスとしてやっていける。つまり、バージンのものではなくなり、もちろん低品質なのかもしれませんが、ものよりも低いコストで調達できているのだけれど、こちらに関しては、まだコストが高いと、そういうことなんでしょうか。

○廃棄物・リサイクル対策部 はい。卵パックについては、確かにバージン材からつくられたものよりも、リサイクル材のほうがはるかに安いです。

ペットボトルについて申し上げますと、ペットボトルに使う、要するに、ペットボトルに向けたペレットといいますか、こちらの左上にある白い粒々のものですが、そちらの量が少ないということもあって、多少割高になってしまっているのかなということでございます。

ペット樹脂というのが、どうしてもバージン樹脂の値動きの幅が激しいものでございまして、そうした状況の中で、このリサイクルされたペットの樹脂というのが、なかなか合わせて下がっていかなかったりするときもあって、こちらは飲料メーカーさんいわく、バージンよりも高い時期があるというように言われております。

なぜこうした飲料メーカーが、それでも採用するのかと、実は2点ございます。

一つは、CSRの観点、二つ目は、長期的にバージンの原料というのは、資源高になっていくんじゃないかという戦略的な見込みがある中で、今のうちに国内からリサイクルされたものの取引環境をつくっておいて、安定的に得ることができれば、数年間は多少損をひいたとしても、10年20年と、その価格でまだリサイクル材をもらえるのであれば、儲けだというよ

うな観点から取引しております。その取引量は、最低でも企業としては維持していこうというふうに考えておりますというように、そのメーカーの担当者の方はおっしゃっております。

以上です。

○廃棄物・リサイクル対策部 若干補足させていただきますと、先ほど松村委員から御指摘があったように、結局自立していくためには、やっぱりコストというのは、物すごく大きな要素になりますので、そこをいかにクリアしていくかというのは大事で、そのためにもバルクとして広げていかないと、なかなかコストも下がっていかないというところもありますし、彼が先ほど言ったように、制度的な面で、今いろんな規制とか、やり方の問題でもって、なかなかコスト高になっているのを、その制度を変えることによって、それを下げることでもって競争力をつけていくと、そういうことも合わせて、今制度的な検討の中で考えておりますので、この事業の中でこういった形ができるということをしかり示した上で、それをさらに制度を見直すことによって後押ししていく。

先ほどの、国民の皆様方にわかりやすくという面もあるんですが、こういう制度を所管している立場から、制度をしかりと見直しながら、ここで出た成果をしかりと社会転換していけるように、そういうことを頑張っていきたいと思っております。

○松村委員 すみません。ここで言うようなことではないと思いますが、今制度の改革のことで汗をかいていただいているのは、とてもよくわかります。

実際に、それでコストを下げるというのは将来的に見てすごく重要なこと、それがないと、きっと需要を増やしていけないということになるのは、とてもよくわかります。

ただ、私として、とても残念なのは、最初に要望があり、それに対して改革できないかといったときに、私の理解では、環境省さんは物すごく後ろ向きで、それで、一生懸命やって、それで今前向きに転じていただいたというふうに思っています。

この事業を成功させるには、そのコストを下げるというのは、もうドラスティックに効くはずで、今回汗をかいていただいたことは物すごく感謝していますし、とても立派なことだと思いますが、今後も、望むらくは、こういうことを立ち上げるために、環境省のほうがむしろ先頭に立って、物すごく積極的に改革していく。

この事業だけではなく、バイオのほうも同じだと思いますが、まだまだいろんな意味でコスト高になっているような規制や制度の問題ということがあり、そのうちの一部は環境省の管轄のところですから、ぜひそういうふうにアピールして行って、こういうことを環境省が

手がけていくことを、自分たちの政策で十分サポートしているんだということを積極的にアピールしていただければと思います。

○廃棄物・リサイクル対策部 御指摘ありがとうございます。

環境省は後ろ向きというお叱りではありますが、我々は循環型社会をつくっていくということで、そこは全力でやっているつもりなんですけども、一方で、これまでの歴史の中で不適正処理によって恐ろしいまでの社会的コストがかかってきていると、それを何とかするためにいろんな規制をかけてきているという実態がありまして、そこと悪いところをしっかりと押さえながら、いいところをどうやって伸ばしていくかというバランスを考えながら、しっかりとやっていかなきゃいけないと、それを先生目から見ると、まだまだ足りないという御指摘だと思いますので、そこは真摯に受け止めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○森本官房長 よろしゅうございましょうか。

それでは、稲垣委員。

○稲垣委員 ありがとうございます。資源の乏しい日本で、リサイクルするのは、大変重要だと思いますし、こういうモデル事業をいろいろとやられたというのは大変評価できると思いますが、先ほど来、議論の中であるように、リサイクルというのは本当にうまく進んでいないというのが実態ですね。

先ほど東京の話をされましたけれど、なかなかいろんな課題があります。特に、一般廃棄物になりますと、市町村行政になってまいりまして、これは本当に大きな課題があると思います。

こういう事業を今回環境省がやられて、いろんな課題を出されたというのは、僕は評価できますけれど、やはり環境省さんだけで全てを解決できる問題じゃないと思います。

こういう技術の評価というのは、民間のリサイクル業者がきちっとやっていただく。いろんな課題がある、リサイクルが進まないものについては、市町村がもっと検証するということがあって、その上で国のやる仕事というのは、それをうまくネットワーク化して、例えば29ページのCar to Carのリサイクルですと、自動車メーカーと電炉メーカーをきちっとマッチングさせる、そういうような仕事は国が行うというように、そこを少しきちっとすみ分けしないと、確かに環境省さんが旗を振ってやられても、なかなか末端の市町村へ行くと、そんなにうまく、例えば、容器包装リサイクル法は、リサイクルしようとしても市民の方がなかなかきれいに洗って出してくれなくて、全然進まないとか、大阪のごみの話でも、いろいろ

ろなところで同じような検討がされておりますが、本当に生ごみだけをきちっと出さないと、そこの中に、例えば卵の殻が入っていたりすると、うまくリサイクルが進まない等の問題があります。

ですから、それぞれリサイクルをきちっとやるためには、多様な主体の役割分担があるとと思います。そこをこの事業の次の展開としてぜひやってほしいと要望します。

今日の資料には、今後の展開というのがきちっと書いてありますけれど、これをもっと進めて、どの主体が何をやるというのを、こういう事業に展開していただけるとありがたいなというふうに思いました。

○廃棄物・リサイクル対策部 御指摘ありがとうございます。

例えば、今お話がございました、生ごみの収集、リサイクルの取組でございますけれども、私どももある自治体の首長さんからいただいた御意見の中で、自治体としての取組、その中では、国の役割は何かというふうなことをきちんと示してほしいといった中で、現状なかなかそういうふうなビジョンが見えないので、自治体もどこまでやらなきゃいけないか、やったらいいかというのがなかなかわからないといったお話をつい先ほど伺ったところでございます。

今の御意見を踏まえまして、特に生ごみに関しまして、先ほど申し上げました家庭から出てくるごみの3分1ぐらいを今、生ごみが占めているといったことでございますので、国としての取り組むべき役割というふうなことを改めて整理等をいたしまして、もう一つ、稲垣委員からお話ございましたが、環境省だけではマンパワーの問題もいろいろございますので、全てやり切るというわけには、もちろんいきませんで、自治体の皆さんとの連携、それから民間の事業者の皆さんのお力を引き出しながら一緒にやっていくというふうな姿勢は大変大事な視点だというふうに思っております。

ただいまの御指摘を踏まえて、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○稲垣委員 すみません。全くの勉強ですけど、いまCar to Carをやらなければいけない必要性ですが、電炉メーカーにおいて、今スクラップが余っているわけじゃないと思います。いろんなスクラップを使うことによって、種々の鋼材ができています。あえてCar to Carをやらなくてもいいのではないかなという気もしております。

そこら辺を、踏まえて、このモデル事業というのは、もう一度、もっとほかのことをやるんだったら、本当に必要性のあるモデル事業をやられたほうがいいのかという気がしま

すけど、いかがですか。

○廃棄物・リサイクル対策部 Car to Carに関しましては、おっしゃるとおり、今すぐ課題として直面している状態だというわけでは必ずしもないかもしれません。

大分、将来的な課題を先取りしているようなのかなというふうにも思っております、ただ、今、鉄スクラップも、例えば海外の需要というふうなことで考えたときには、国内の資源の中で数少ない輸出できる資源だというふうな見方もございますが、例えば、中国における需要も、いずれ頭打ちになるかもしれないといった中で、あるいは国内におけるインフラで使われる鉄の骨材の需要もどうなるかというふうなことを考えましたときには、今のうちから、いろんな多様な使途というのを探ってまいりたいというふうなことで、少しちょっと先取りしながらやっているところでございます。

○森本官房長 奥先生、お願いできますか。

その間に先生方は、そろそろコメントシートを書きながらお願いしたいと思います。

○奥委員 すみません。ちょっと時間が過ぎておりますけれども、最後に1点だけ言わせていただきたいんですけども。

ビジネスとして自立するためには、当然、経済的に成り立たなければいけないというのは、そのとおりだと思うんですけども、政策的な効果を考えたときに、同時に国民の理解もしっかり得ていくということを考えたときには、先ほど来、資源効率性という概念が出ておりますけれども、単に、どれだけリサイクル量が増えたかというだけではなくて、当然バージンの資源投入量やエネルギー投入量がどれだけ減ったのかということと同時に、さらには、例えば温室効果ガスの削減効果がどれだけあったのかとか、もしくは、その地域の雇用創出効果がどれだけあったのかといったような、そういう評価指標といいますか、そういう指標も含めて資源効率性というものは、全体として評価できる概念だというふうに思いますので、モデル事業をせつかくされるのであれば、リサイクル量がどれだけ増えたかとか、それから、コストの面でどうだったかという検証は当然必要だと思いますけれども、それだけ进行评估するのではなくて、もう少し今申し上げたような幅広い評価指標を設ける中で、全体としての資源効率性向上に貢献できるか否かというようなところもあわせて見極めていただければ、この事業としての意義というのがより一層高まり、かつ国民の理解にもつながっていくのではないかとこのように思いますので、ぜひお願いいたします。

○廃棄物・リサイクル対策部 ありがとうございます。

まずは、私どもは廃棄物・リサイクル対策部ということで、まずは廃棄物の量が少なくな

って、資源としての有効利用ということでやってございますが、この循環型社会づくりの取組だけではなくて、低炭素社会づくりと、統合的に社会づくりをしていこうというのが非常に大きな命題だというふうに考えてございますので、資源の利用量さえ進めばいいということではなくて、CO₂削減の効果がどうかというふうなことも今後きちんと把握してまいりたいと指標として捉えてまいりたいというふうに思っておりますし、冒頭に少し申し上げました我々が目指していきたい社会というのは、環境と経済が好循環するような循環型社会づくりだというふうなことで考えますと、やはり雇用の問題とか、地域の活性化とか、そういった効果もあわせ持つような技術モデルかというふうな視点も今後しっかりと持ってまいりたいというふうに考えてございます。

○森本官房長 どうぞ。

○水上委員 もうちょっと一般的というか、モデルの事業、モデルの調査研究事業という観点から見たときに、ちょっと1点ぜひ御指摘させていただきたいんですが。

この手のモデル検証型の事業の場合は、とりあえず研究実証をした後に、三つのグループにきちっと分けていただきたいと思いますと思うんですね。

それは、どういうことかということ、もう自立的に進められるねということがモデル検証した結果、わかった事業、つまり普及啓発さえすれば進むねというタイプの事業。

二つ目は、一定の合理的な政策的支援を足せばできるようになるはずだという事業。

この政策的支援というのは、何か補助事業をやるということもあるかもしれないし、規制が後押しをするというやり方もあるかもしれないですね。規制緩和するという場合もあるし、むしろ規制強化をして、それをやらなきゃいけないほうに追い込むという考え方もあるかもしれないけど、何らかの政策的後押しをすることでできそうだというタイプの事業。

もう一個は、現在考えられるやり方では、ちょっと難しいねということが逆にわかったという事業。

こういう三つの分類をちゃんと実はしていただきたくて、何か失敗したという事業は発表したくないという心情になりやすいんですけど、失敗だったら失敗だとわかることはすごく、実は民間事業者にとっては重要で、そこを掘っちゃダメなんだということがわかるわけですね。

なので、国がお金を使って、そこを掘っちゃダメだということがわかってそれを教えてくれるというんだったら、それはそれで民間事業者にとってありがたいわけなので、まずその三つの分類がしっかりできているということが調査実証としては非常に重要だと思うんです。

その上で、1個目のものについては、その後の成果指標に対する目標として、じゃあ、どれだけ実際にほかの事業者が真似したのかというのも、恐らく成果指標になるはずなんです。つまり、普及啓発をしさえすればうまくいくモデルだということだとすると、本来は真似されるはずなので、どれだけ真似されますかという波及効果がモデル事業の成果指標に中期的になっていくはずだと思うんですよ。それが1個目ですね。

2個目の分類になったものについては、どれだけの実際後押ししたんですか、頑張ったんですかという取組に対しての目標設定をしなきゃいけないはずだと思うんです。

三つ目は、諦めましょうという話だからそれでいいんだけど、その辺りをきちっと酌み上げると、調査実証の事業というのは意味があるものになっていくと思うんですけど、ちょっとまだその組み立てがしっかりできていないなという気がするんです。

なので、たかが2億円だけれども、されど2億円なので、せっかく使うお金ですから、そういう形の、成果につながる形にちょっと再編していただいたらいいなというふうに思います。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、小林先生のほうにコメントシートの提出をお願いしたいと思います。

それでは、小林先生のほうから、評価結果と取りまとめコメント案の御提示をお願いいたします。

○小林委員 それでは、取りまとめ結果を御報告させていただきます。

これはもう極めて簡単でした。全員が抜本的改善です。これは、評価としては事業の抜本的改善というのが評価になります。

私も、全員の方々のを今見させていただきましたが、これも、皆さん、書き方は違うんですが、最後の水上委員の議論が非常に論点を整理しているので、非常にいい議論だと思うんですが、要するに、成果目標と、その成果と工程表が極めて不明確で、そこをちゃんと示すように。

一体何が成果なのかよくわからない。目標にしても、目標は設定されているんですけど、先ほども議論がありましたけど、ペットボトルの本数とか、それは目標として本当にいいのかという。それは、この循環型社会を実現する大目的に多分合っているんですかというような話なんだと思います。そういうコメントが、皆さん並んでいます。

後は、国としてやれるもの、それから、議論にもありましたけど事業者がやるもの、それから、自治体がやるもの、そういうところをちゃんと区別して取り組まないで、これは永遠に何かモデル事業をやっていますねというような感じになるんじゃないですかということ

危惧されているコメントが散見された。大体今あった議論で尽きていたかと思います。

以上です。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、本事業の評価については、そのように記載させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、ここで10分の休憩を入れさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後5時15分 休憩

午後5時21分 再開

○森本官房長 それでは、よろしく願いいたします。

最後に、事業番号3番、自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業でございます。

まず、担当部局から5分程度で簡明に事業の概要を御説明をお願いします。

○自然環境局 よろしく願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。お手元のレビューシートをもとに御説明させていただきます。

最初に45ページの図を御覧ください。

再生可能エネルギー導入の促進は地球温暖化対策として重要でございますが、一方で、地熱や風力などの発電施設は、その性質上、自然環境の豊かな場所に計画されることがあります。

このため、特に大規模な再生可能エネルギー発電施設については、温暖化防止という環境対策に資する施設が自然環境に悪い影響を与えてしまうというトレードオフの関係になりかねません。

国立公園などの風致景観や温泉の保護、猛禽類などの希少動植物への配慮といった自然環境への配慮が十分なされることが必要です。

このため、各種再生可能エネルギー発電施設の自然環境の配慮に係るガイドラインを作成し、配慮事項などを明確化するとともに、ホームページの公開や関係者への説明会などを通じて、それを広く事業者の皆様などに普及することによって、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの円滑な導入を進めていくというのが、本事業の目的となっております。

このページの右側に1、2、3とございますが、この事業は、大きく分けて三つの取組からなっております。

まず、(1)でございますが、風力発電施設について希少猛禽類のバードストライク。

これは風車の羽根に鳥が衝突して即死するというものですが、これを防止するためのガイドラインを作成することにより、希少猛禽類と風力発電施設とのあつれきを解消することで風力発電施設の導入を促進するものです。

二つ目は、太陽光発電、地熱発電、中小水力発電施設を国立公園内に導入しようとする際の自然環境や景観への配慮について、ガイドラインとして取りまとめるものでございます。例えば、地熱発電につきましては、熱源の多くが自然公園内に存すると言われておりますが、従前は自然環境や景観への重大な影響があるとして新規立地をストップしておりました。

その後の技術の進展や再生可能エネルギーの必要性の増大などを受け、平成23年度に当事業で検討した内容による優良事例の考え方をガイドラインとしてまとめ、事実上の規制緩和と自然環境への配慮事項をまとめ、公表しております。

三つ目でございます。(3)ですけれども、地熱発電施設について、温泉への影響が懸念されますので、温泉資源への影響軽減策のガイドラインを作成することによって、自然環境保全上の支障の軽減や、温泉事業者との合意形成の円滑化を図るものでございます。

以上、三つの取組によりまして、事業目的である自然環境に配慮した再生可能エネルギーの円滑な導入を進めていくというものでございます。

これまでの主な実績でございますが、国立公園に関するガイドラインについては、まず、地熱発電については、平成23年度に取りまとめ公表し、本年度はそのガイドラインの解説という形で詳細をまとめているところであります。

太陽光につきましては、昨年度末にガイドラインを取りまとめ、今年5月に国立公園内の許可基準の改正という形で公表いたしました。

中小水力発電につきましては、来年度ガイドラインを作成し、本事業を終了することといたしております。

次に、温泉資源の影響軽減のガイドラインにつきましては、平成23年度に取りまとめ、26年度にそれを更新し公表しております。

さらに、風力発電のバードストライクのガイドラインにつきましては、22年度より各種技術開発や鳥類、鳥の生態に関する学術調査、有識者の検討会やヒアリング等の情報収集業務を行っており、今年度にガイドラインを取りまとめて公表する予定となっております。これで事業を終了する予定でございます。

最後に、資料の39ページを御覧ください。

下のほうに点検・改善結果の欄がございます。本事業の目的は、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進であります。昨年度までのこの事業レビューシートでは、この事業の性格上、定量的な成果目標が困難として記載させていただいておりました。

しかしながら、行政事業レベルの趣旨に基づきまして、何とか定量的に把握できないかと考えまして、ガイドラインの普及率を成果指標といたしまして、その達成率100%を成果目標とさせていただいております。

以上で御説明を終了いたします。ありがとうございました。

○森本官房長 それでは、事務局から、当該事業の論点について説明させていただきます。

○会計課長 46ページを御覧ください。

本事業につきまして、論点を2点掲げてございます。

1点目でございますが、本事業の成果が、再生可能エネルギーの適切な導入のために有効活用されているか、その活用方策について検証の必要があるではないか。

2点目、定量的な成果を検証した上で、より効果的な事業となるよう検討が必要ではないか。

以上でございます。

○森本官房長 それでは、質疑をお願いしたいと思います。

先生方、立て札をお願いしたいと思います。

それでは、関委員からお願いいたします。

○関委員 御説明ありがとうございました。

この事業の全体としての目的が再生可能エネルギーの潤滑な普及拡大。これにあるということだったんですけれども、それで、定量的な目標を設定していただいたのはよろしいかと思うんですが、ただ、ガイドラインの普及率というのが本当に成果目標としてふさわしいかどうかということだと思えます。

今お話を伺っていても、三つの事業それぞれに、事業の性格が違うといえますか、対象としている事業の目的も少しずつ異なっていると思えますね。ガイドラインが有効というのは共通だと思えますが、本当に再生可能エネルギー普及のために何がネックになっているのかというのは、それぞれ恐らく違うはずなんで、そうすると、無理に一律の指標にしなくても事業ごとに何がベストな指標かというのをもう少し練ったほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

また、定量的な目標を設定すること自体は、確かに必要だし結構なことだと思えます。

れども、無理に定量的な目標をつくらなくても、定性的な成果指標というのもあり得ると思いますし、その辺を組み合わせたらどうかというのが1点。

それから、ガイドラインをつくるプロセス、あるいは、それを普及するプロセスについて、これはちょっと確認もしたいところなんです、それぞれ多様な利害関係者がいると思うんですね。あるいはステークホルダーといってもいいのかもしれませんが。そういうステークホルダーのガイドラインづくりへの参加がどれぐらいあるのかということと、できたものについても、当然何らかのガイドライン自体の評価というのが必要だと思いますので、その辺りの利害関係者ないしステークホルダーがどれだけ選定や評価に参加しているのか、確認したいと思います。

○自然環境局 それでは、まず風力発電に関してガイドラインの作成プロセス、あるいは普及のプロセスへのステークホルダーの参加の状況ですけれども、我々の事業では、検討会を開催して、その検討会の中で、さまざまな調査結果を評価してガイドラインの案をチェックするというようなことをやっておりますけれども、この検討委員の中に風力発電事業者の代表の方に参加いただいております。また、野鳥の保護の立場から鳥の専門家の方、あるいは野鳥保護団体の代表の方も入ってきておりますので、その検討会の中に、存在し得るだろう全ての意見が基本的には出てくるだろうと考えているところでございます。

○自然環境局 ありがとうございます。

続きまして、国立公園のガイドラインでございますが、まず太陽光につきましてですが、太陽光発電協会さんという社団法人がございまして、そちらと、それから太陽光の発電に係る工学系の有識者の先生、あと自然環境系の学識経験者の方々等に入っております。

利害関係者ですが、事業を進めたいというサイドと自然環境の保全というサイドとで意見を交わしていただいております。

地熱発電につきましても同様に、こちらは地熱協会という協会がございまして、各社参画されているそういった協会ですとか、地熱を推進していらっしゃる学識経験者、それと関係業界の方、合わせて自然環境系の学識経験者の方々等に加わっていただき、御議論をいただいております。

○自然環境局 地熱の関係でございますが、私どものガイドラインも検討会を設けておりまして、その中に、地熱協会の方とか、日本温泉協会の関係者の方に入ってもらっていますし、また、地質などの学者がおりますので、影響のあると言われる方とか、そんなに影響がない

という方を選んで、両面からの検討をしていただいております、それは23年にガイドラインをつくったときと、今回26年に改訂したときも同じような形で検討に入っていただきながら、両方の意見を聞きながらガイドラインを取りまとめさせていただきます。

以上でございます。

○自然環境局 アウトカムの目標でございますけれども、確かに個別にそれぞれ事業の狙いや状況が違いますので、我々は、風力発電に関して言えば、例えば、環境アセスメントの審査の際に、ガイドラインの活用度合いを確認できるのではないかとということも考えているところでございます。

○自然環境局 国立公園につきましては、まず何がネックになるかということから申し上げますと、例えば、大規模な太陽光発電施設につきましては、これはこの検討会の御議論の中で幾つか論点がございました。

一つは、わざわざ自然公園内につくる必要はないのではないかとといった御議論、それから、少なくとも森林を伐開してつくるといのは本末転倒ではないかという御意見、あるいは日本の自然草原とか、半自然草原といった植生が非常に少なくなっている、そういう場所というのもパネルで覆われることによってなくなってしまおうというのは、問題ではないかといったような御議論がございました。

推進サイドのほうからも、太陽光につきましては、日本全国でいろいろな候補地がありま、すという御意見もございました。

それと、自主的に、例えばパネルを高くすることによって植生に影響を軽減するという方法もあるといったような御意見もありました。あるいは景観面の問題点等もございました。

そういう中で、国立公園の中でも、例えば、駐車場の跡地であるとか、何か施設の跡地であったりとか、耕作放棄地であったりとか、そういったところで、あまり自然環境に影響のない場所であれば許容できるのではないかとといったような御意見もございまして、ガイドラインとしてまとめてございます。

地熱につきましては、もう少し複雑な状況がございまして、全国どこでも発電ができるということではなくて、どうしても国立・国定公園内に資源が約8割あるというふうに言われております。そういう中で、どうやって先ほどのトレードオフを解消させ、両立できるような施設をつくれるかといったことが議論になっております。

23年度の御議論で、一定の規制緩和と配慮すべきことということが整理されておりますけれども、なかなかその配慮すべき中身がわかりづらいということで、実際にそれから数年

たっておりますけれども、実際には非常に進みつつある場所もあれば、なかなか現場のほうで地元の合意形成がなかなか図れないという場所もあるのも事実でございますので、そういった点がネックになってございます。

その上、そういったことを踏まえまして、今年度解説版というのをつくっているところでございます。

先ほどの御質問に戻りますと、確かに普及率だけではなく、何か成果指標を持っていないのかということでございます。太陽光のほう、あるいは水力はまだこれからでございますけれども、こちらは、例えば、計画が出てきてから完成をするまで非常に短い期間で、許可申請が出てきて施設が完成するという特性がございますので、考えられることといたしましては、許可の相談案件が来て、そのうち、どれぐらいが事前にこれはガイドラインをよく理解がされていなくて難しいということなのか、そういう、あまりよく理解されていない件数というのをなるべくゼロに近づけていくということが考えられるかなというふうに思っています。

ただ、課題はいろいろあると思います。

一方で、地熱のほうにつきましては、開発時点から実際に完成するまで10年近くかかるということがありますので、その間にどういう状況をもって何らかの判断をする、うまくいっている例とか、そののところはちょっと悩んでいるところでございます。

以上でございます。

○自然環境局 地熱の関係でございますが、掘削許可は、自治事務であり、都道府県の事務でございますので、言われるように、ガイドラインを都道府県に配って100%だというのは、安易なのかもしれないというふうには認識しております。

ただ、この目的は、やっぱり判断基準を地方公共団体が正しくやってもらうために、理解してもらって、技術的助言として出しているものでございますので、その普及率としております。

ただ、先ほども申しましたけど、地熱協会とか、温泉協会の方に対しても、当然このガイドラインの説明等を行っています。そういう意味では、そういう形というのも理解してもらっていると思っています。

ただ、今言われたように、いろんな形のアウトカムとしてやっぱり100%は当たり前じゃないかということがあるので、ちょっと考えたのは、先ほど風力発電でもありましたように、地熱発電もアセスが来ますので、アセスに来るものについての案件は、100%これからガイドラインを使ったものとして案件が来るようなことについて、少し考えられないかどうかと

いうのを、ちょっと我々についても、100%アウトカムは当たり前のところがあったもので、少しそこを検討させていただいておりますので、そんなことも含めて、もう少しちょっと検討しなきゃいけないのかなというふうには認識しております。

以上でございます。

○森本官房長 関先生、よろしいでしょうか。

じゃあ、河村先生、お願いいたします。

○河村委員 すみません。同じこの成果目標のところ、アウトカム指標のところでお尋ねしたいと思います。

今、御質問を既にされているんですが、ガイドラインをおつくりになるという、この政策の手法については、それは、私は異論はないです。

いろいろな、風力発電なり、それからメガソーラー発電なり、地熱発電なりにおいて、いろんな支障が実際にはあると。バードストライクが起こるとか、国立公園の自然環境の保全にいろいろ支障が出るとか、あと、地熱の関係だと温泉が出なくなっちゃうというような、いろいろ懸念の声が出るとか、いろいろな話は伺って御説明もしていただいたんですが、そういうのに対してガイドラインをおつくりになって、こういうところを守れば、恐らく、比較的円滑に進みますよという、そういう手法で行かれることには、それは、異論はないです。

それでいいと思うんですが、ただ、成果指標がこのガイドラインの普及率になってしまうと、参入してくるのは、当然これを守ってくると思うんですね、こういうのができると。そうすると100%になるのが当然になっちゃうなら、これは正直申し上げて、成果目標としては機能しないというか、行革のほうでこれから何か見直していくときに、もしかしたら、これは一つの例になるのかなというか、必ず100%になることが確実なものをちょっと成果指標に挙げるのはどうかという例に、もしかしたら、これから挙げさせていただくことになるかなという気もしなくもないんですけれども。

逆に、私なんか思いますのは、このガイドラインをおつくりになるのはいいんですけれども、成果というのは、これがあったことによって、例えば、いろんな事業の事業者の方が参入してくるときの支障が減った、円滑に進んだということを示すために、ですから、もっとブレークダウンしたというか、下に下がったような指標をとって、例えば、バードストライクの発生する件数がどれぐらい下がったとかを経年で把握するとか、それから、地元との関係でいろいろ問題がおりになるというようなことも伺いましたけれども、例えば、実際に計画が出てから、地元から異議が上がった件数がどれぐらいかとか、それから、つかみに

くいかもかもしれませんけど、各事業者が事業の構想を考え出してから、実際に着手できるまでの期間がどれぐらい短縮できたか。

事前にガイドラインが示されていれば、それで、それが参考にすることができて短縮できるということもあるかもしれませんが、そういったところを図るような形にしてはいかかなというところで、お考えをお尋ねできればと思います。

ガイドラインの普及率が目標になると、もう一つの問題点は、もうこれ以上やることなくなっちゃいませんか、この事業で。そうじゃないですよ。ガイドラインでいろんなことを、いろんなところにお尋ねにもなられて、審議も尽くされて考えられるんでしょうけど、それで100%十分かどうかわからないというか、それでもなお支障が出てくるケースというのがあり得るんじゃないか。

ですから、今私がちよっと考えつく限りで例を申し上げましたけれど、そういうもっとブレークダウンした定量的な指標を拾っていただくことによって、今ガイドラインができたけれども、それでもなお拾い切れていないこういう問題点があったというところを拾うことができれば、じゃあ次、どうガイドラインを改訂していこうかというところにつなげられるんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺りについてお考えをお尋ねできればというふうに思います。

○自然環境局 地熱の関係でございますが、今言われたように、現状も、例えば、苦情があって、地熱ができるまでに何年かかっているのが何ヶ月とか、今の現状がわかれば目標としてはあり得るんでしょうけど、例えば、苦情の件数を今まで苦情の調整を1年かかったのが半年になりましたとか、今の実態によって、あと、目標をいつにするかという目標の立て方が、このガイドラインになったときにどこというのがちよっと難しいかなということで、そこはちよっと勉強させてもらいますけども、ちよっと難しいのかなというところで、先ほど申しましたけど、アセスの関係なら国が関与できるようなところがあるので、そちらのほうではどうだろうかというのが、ちよっと考えたところでございます。

○河村委員 現状は今把握されていないですか。なかなか、ぱっときちんと把握しにくい話かもしれませんけど、地元との協議でどういような問題があってというのを、例えば、件数であるとか、期間であるとか、現状をまず把握されないと目標の立てようもないんじゃないかなと思う。まだ把握はされていないということですか。

○自然環境局 例えば、今、地元との調整がうまくいっていないとか、何カ月かかった、そのとき1年かかっているのか、本当に何年かかっているか、全てしっかり把握できていない

ところがありますので、現状がわかっていて指標にできれば前向きには考えたいと思っておりますけども、アセスであれば必ず環境省が内容を確認できるので指標として考えられると思ったところなんです。今わかっているということであれば考えたいと思うんですけど、なかなか難しいのかなというところがあります。

○河村委員 把握するところからお願いしたいと思います。

難しい御事情があるのはわかるんですが、把握する努力をまずしていただきたいというふうに思います。

○自然環境局 ありがとうございます。

ちょっと関連いたしますので、非常にいい御指摘をいただいたというふうに私のほうは思います。

特に、先ほど関委員からもお話がありましたけれども、厳格に、今の答弁のように、目標値が、絶対的にこの目標値ということを考え過ぎると、ちょっと悩んでしまうところもあるかもしれませんけれども、今、河村委員から御指摘いただきましたように、何のために指標をつくるのか、それは、このガイドラインがよかったのか悪かったのか、そこを確認していく必要があるのではないかと、それはごもっともだと非常に思いました。

ですので、先ほどの幾つか御指摘いただいたような点も含めて、これが世の中の役に立ったのかどうか、まさにそこを調べろという御指摘だと思いますので、その、どういう形で目標とか、指標とかいうことを考えればいいのかというのは、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。大変貴重な御意見をありがとうございます。

○森本官房長 よろしゅうございますか。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 指摘しているので、繰り返すまでもないと思うんですが、やはりガイドラインの普及率というのがまずいのではないかと。それで、もうバイディニションで100%になるというふうに御指摘になったんですが、これは私の理解では、実は違うと思っていて、つまり、このガイドラインというのは事業者任意に使うかどうかというのを決められると、そういう性格のものなので、100%以下になることは原理的にはあり得るんですが、しかし、これの強制力をすごく強くすれば、つまりガイドラインは任意ですよと言いながら、実際には、従わないようなものを出してきたら、ほかの人だって必ずはねられるとかいうような強制色が強くなれば達成できちゃうというのだとすると、やっぱり指標としておかしいと思うので、これは何とか考えてください。

それで、自然環境に配慮した再生エネルギー推進事業なわけですから、どれぐらい推進されたか、自然環境に配慮したものがどれぐらい推進されたかというのが本来は成果のはずだと思います。

地熱のように、物すごく開発期間が長いものなのだから、実際にそこまで待つって評価するなんていうことをしていたら、ガイドラインの改訂のタイミングにも間に合わないじゃないかというのは、確かにそのとおりなので工夫が必要だというのは十分わかりますが、どれぐらい推進されたのか、さらに導入量が増えればいいというだけじゃなくて、もちろん自然環境を破壊するようなものが増えたら、むしろそれは失敗だということだと思うので、自然環境を破壊するというのは、どういうことなのかというのを明確にした上で、そういうものではないものがどれだけ増えたのかというのが本来は成果指標のはずが、でもそれが難しいから、だからこういう工夫をしていますというふうになんとか出せないでしょうかというのもお願いです。

ただ、もう一つは、導入量は時間がかかるというだけじゃなくて、ほかの政策にもいろいろと依存しているので、ここだけで目標を上げるのは難しいと、そういう側面もあるというのは十分承知しています。ただ、その場合には、環境省の責任でおさえられちゃったという部分ではない部分で、これぐらいはできたはずですよという、ほかのところの原因でおさえられちゃったというのが、この政策のせいではないとしても、やはり自分たちがやれる範囲ではここまでできるようになったはずだということを、何か導入量との関係で議論していただけないか。

それから、全く細かいことで申し訳ないんですが、先ほどの、まさにほかの規制というのに関連するところで、基本的に地元との調整というのが、地熱では恐らく最も大きなハードルで、ここだけじゃないだろう。そのコストを下げる、その調整を円滑にするためにガイドラインを一生懸命やっているんだというのは、とてもよくわかります。

しかし、一方で、自治体がどれぐらいの権限を持っていて、どういう調整をするのかということの大もとを定めた温泉法の所轄は基本的に御省ですよ。

だから、それは自治体のことなんだからやれることはすごく限られていますというのは、ちょっと無責任で、この部局でやれるのは確かにすごく限られているかもしれないけれど、御省でできることはまだあるということは、きちんと認識していただく必要はあるのではないかと思います。

以上です。

○自然環境局 ありがとうございます。

今御指摘いただいた中で、長い期間かかる地熱発電につきまして、途中段階で何らかに進んでいるかどうかということを考えられないかという御指摘につきましては、例えばでございますけれども、10年間の中でも幾つかの調査段階がございまして、非常に広域的な調査をしたり、それから、かなり精度が高まってきて、お金をかけてボーリングをするというような段階、幾つかの段階がございまして。

そういう段階の中で、これはもう既に進みつつあるということ判断できるようなポイントもあるかもしれませんので、そういうことも含めて今の御意見を少し斟酌させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○森本官房長 それでは、水上委員、お願いいたします。

○水上委員 ガイドラインをつくるに当たって、このガイドラインの内容を無事に遵守した、つまり、立派な再生可能エネルギー事業というのはどのぐらいできるはずだということについての予測というのは、されているのでしょうか。

つまり、ガイドラインを厳しくつくろうと思えば、幾らでも厳しくつくれると思うんですよ。どんな発電種別であっても環境影響がゼロだということはないので、環境影響を限りなくゼロにしたいと思えば、ものすごく厳しいガイドラインをつくれれば、そのこと自体は達成できるんだけど、それこそ誰も事業ができなくなってしまうんだと思うんです。

つまり、一方で、この事業の目標は、自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業なので、推進するということが目的になっているわけですよ。つまり、推進できないガイドラインをつくってはだめだというのが最初のお題なんだと思うんですよ。

だとすると、このぐらいの厳しさのガイドラインだったら、これぐらいは推進できるはずだというものについての認識はどう思っているのでしょうか。それぞれのガイドラインについて、どのぐらい推進できるものになっているのでしょうか。

○自然環境局 風力発電に関するガイドラインについてですけれども、今、我々のほうで検討しているのは、大きく分けると、一つは立地に関する基準みたいなものと、もう一つは、風力発電施設側で工夫して回避できる、つまり、技術的に解決しようとする部分と、大きくは二つございます。

幾ら技術的に頑張っても、立地のところで完全に、全く希少猛禽類への影響が大きくて、これはだめだなというところに立地されてしまうと、それは幾らガイドラインを全部満たしていても立地でだめだから、環境アセスメントではねられるということは可能性としてはあ

と思います。

実際、我々のほうで今まで環境アセスメントを審査している中で、鳥類への影響が大きいために風力発電施設の立地を回避してくださいという強い意見を出したことが結構ありまして、そういう件数が今まで、26年度年間で6件。その中には、それぞれ十数基とか、100基とかいうような大規模な案件を含んでいるんですけども、その中で、そもそも立地が問題で回避というような判断したものと、技術的にだったら回避できそうなところを、それもやっていないからだめだというふうにしたものを分ける分析がしっかりできれば、現時点でちょっと我々はしていないのですが、ある程度の予測ができるかなと考えました。

○自然環境局 国立公園についてでございます。

非常に難しい御質問ではあるんですけども、例えば、太陽光につきましては、先ほど申し上げましたように、どちらかといいますと、つくるべきではないと、都道府県からもっと厳しくしてほしいという意見がかなり出ておりました。条例で厳しくされているところもございました。自然公園以外のところでもつくれるはずだという御意見でございます。

ただ、日本の自然公園、国立・国定公園は、民有地も含めて規制をかけさせていただいておりますので、財産権との調整がございます。

ですから、そういう中で、全てをだめだということはもちろんできませんし、先ほどの再生可能エネルギーを進めるべきという環境省の推進するという立場もございますので、そのすき間といいますか、どういう場所であれば批判も受けずにできるかということが目標ではございます。

ですので、達成量をどれぐらいまで持っていくかという、総量を出すというのは非常に難しいですけども、先ほど御意見もいただきましたように、批判を招かないでできた、あるいは、実は今まで国立公園内では、過去に23件ほど比較的大きな規模の太陽光発電施設を許可しております。

ただ、その中には、恐らく地元で少し批判の出たものもあるかもしれません。これはガイドラインを出す前のことなんですけれども、許可を出した後に、例えば、そういう新聞等で批判を受けたものが出てくるかどうか、そういったことで検証していくというのはあるかもしれないと思います。

ちょっと総量ではないんですけども、地熱につきましては、また状況が先ほど申し上げましたように、異なります。昭和47年まで幾つかの地点で既に開発はされていたんですけども、その時点では、自然破壊を行ってしまったという例がありまして、当時の審議会でも

中断すべきという御意見をいただき、47年からずっと中断、新規はストップしておりました。

ただ、例えば、硫化水素を出さないような施設であったりとか、そういう技術開発、あるいは斜めに掘っていくというような技術開発というのもできてきたということもございまして、熱源のポテンシャルの8割が自然公園内にあるということもあり、規制緩和をこのガイドラインの中でしたわけでございます。

ただ、やはり今年行っております検討会の中でも、例えば、関係団体からはこれ以上の規制緩和や現在の緩和についても非常に問題があるといった指摘もございまして、温泉団体からもそういった御指摘もいただいております。

一方で、もっと進めたいというご意見も両方いただいております。非常に激しい、闊達な御議論をいただいているところでありますが、目標としては、規制緩和をした以上、1件も立地ができないということは、これは問題があるというふうに考えてございまして、先ほど松村委員からも御指摘いただきました、いい案件、つまり、批判を浴びずに両立が少なくともできたと言えるような場所というのは、私としては、必ず見つけ出せるというふうに思っております。

それが今回のガイドライン等を通じて、総件数というのは、なかなか目標はつけづらいんですけども、少なくともそういった事例をつくって、今後の、こういう事例であればうまくいくんだなということをさらに広げていくようなことが、まず喫緊の目標なのかなと。

まず、1件は、そういったものを進めるということはあると思います。

○自然環境局 地熱発電についても、数量はなかなか難しいとは思いますが、地熱を開発する方々は、しっかりした調査をしますので、関連データをしっかり出してもらい、都道府県には、それを元にしっかり判断して許可をするような形でスムーズにやっていただきたいと思っておりますし、どうしても（数量で示すべきということであれば）ということであれば、2030年度までに地熱で165万kWの導入目標を地球局のほうで公表されておりますので、できれば、そういう方向に進むようにガイドラインが活用できるような形で、理解してもらうように説明しながら、都道府県からも判断基準でこういうところは問題があるとか、地熱発電所や温泉協会の方々から問題があれば、それを斟酌し、いろいろな知見を収集し、進めていって、目的に近づけるような形になるようなガイドラインにしていきたいというふうに思っております。

○水上委員 ありがとうございます。その観点が多分大変重要で、ガイドラインをつくる側は、誰からも批判されないようにしようと思うと、なるべく厳しいガイドラインをつくった

ほうがいいような気がしてくるんですけど、一方で、再生可能エネルギー自体を推進しようということも少なくとも目標で掲げておられるので、そこでどうバランスをとるかというのは、かなり重要なことなんだと思うんです。

目標という形で設定できるのであれば、それは大変すばらしいと思うんですけど、導入量についても。目標といっても、それは事業者の努力にもよるよねというところもあるんだとすると、目標というのと予測というのを両方考えるという考え方もあるんじゃないかと、つまり、普通にやればこれぐらいできるはずですと、コミットはできませんけど、これぐらいできることをターゲットにしてガイドラインはつくっていますということは、少なくとも予測値は出すべきなんじゃないかと。それがないと、そのガイドラインは適切だと思っているかどうかがよくわからないと思うんですね。

予測を外れて、もっとできると思ったらこのガイドラインだったら意外にできなかったということはあるかもしれないけれども、少なくとも一定の予測に従ってこれぐらいできるはずだろうねと思ってガイドラインはつくっていますということは示せると思うので、御省は別に事業者支援を直接している省庁ではないから、目標を設定するということが正しいかどうかよくわからないけど、少なくともガイドラインをつくるときに、これぐらいはできることを想定してつくっていますと、逆に言うと、その予測を大幅に下回っている場合には、ガイドラインを見直さないといけませんねというところまでは、あらかじめ示しておいていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

特に、風力については、結構やり方による場所も大きいんだと思うんですね。どこに立地するか、明らかに渡り鳥がわーっと来ますというところには、そもそも立てちゃだめだよという話はあるかもしれませんが、どういう風車をどういう向きで、どう立てるかによっても全然違ってくるということがかなりあると思うので、ちゃんとした風車がどれだけ立つかということが結構大事なんだと思うんですよ。

そういうことを考えたときに、もう一つ重要な点は、きちっとそういったガイドラインに従ってちゃんとした風車を立てたり、ちゃんとした地熱をやってくれる事業者について、インセンティブがあるかどうかということだと思うんです。

つまり、ガイドラインを守るということに事業者の側に何のメリットもないと、完全に強制しなきゃいけないくなるんですね。完全に強制でやろうとすると、守らなかったら通してやらないぞとおどすという話になるんですけど、それをあまり行政のやり方としてよろしくないんじゃないかと思うんです。

何かインセンティブを与えられないかということで、例えば、ちゃんと最初からガイドラインをある程度遵守してくれた場合は、アセスの期間が短くなりますとか、みたいなことが言えると、それは、今度、積極的に守りたいと思うんです。アセスの時間が短くなると収益は劇的に改変するので、結構大きいんですよ。

そういうことと組み合わせていただくと、無理やり強制しなくても、事業者が積極的にガイドラインを守りたいと思うのではないかなという気がするんですが、その辺りはいかがですか。

○自然環境局 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今のインセンティブの話でございますが、アセスの制度そのものは、ちょっと今ここは、私どもはその担当ではございませんので、制度的なことはちょっと触れられないんですけども、現実の問題といたしまして、例えば、地熱につきましても、希少動植物が恐らくたくさんいそうな場所を想定してしまっただけで調査を始めますと、それは相当大変な調査が必要になります。

ですけれども、このガイドラインの中で、なるべくそういう場所はもう外したほうがいいですよと。そこを守っていただきますと、これは私が昔アセスメントを担当していた立場といたしまして、当然、方法書というのは、アセス書の中でつくっていきますけれども、方法書の中でいろんな環境団体からの意見もいただきますけれども、立地によって全く違ってきます。

ですから、例えば杉の人工林のようなところで、そこには、今までもあまり希少な鳥とか、そういったものは確認されていないというような場所であれば、事業者さんがアセスメントでこういう調査をやりますという方法書を出されたときに、異議はほとんど出ないと思うんです。

ところが、例えば、それが原生林に近いような林であったり、もう明らかに調べればきっと希少種が出てきますというような場所であれば、意見としていろんな人たちから、その方法書ではだめだと、もっと調査をやるべきだという意見がいっぱい出てきてしまいますので、結果として、そういうことがインセンティブに働くということはあると思います。そこをどういうふうにわかっていたかということは、課題だとは思いますが、おっしゃることは大変よくわかります。

○水上委員 ぜひ、事実上、働くというのは、当然働くと思うんですけど、そこをもう一歩踏み込めるかがすごく大事なので、特に自然公園のところよりは、むしろ風力かなと

いう気もしますが、そこは、風力はある程度定型的に、これをこういうふうに守ればある程度予測できるという話が、メカニズムが海外のワークも含めて大分出てきていると思いますので。

だとすると、このガイドラインに従ってくれば、危険は累計的にこれぐらい下がるはずだよなと。例外事情がある場合には、何か特段の事由みたいなので、一応例外事情だけは入れておけば、原則としては短くなりますということを入れるところまでは。絶対短くなりますと言えるかどうかはちょっと微妙ですけど、原則として短くなりますということまでは、割と言えるんじゃないかなと思いますが、どうですか。

○自然環境局 私は、今の委員のお話を聞いて非常におもしろいなと思ったのですが、とにかく風力発電をいい形でつくらせたいというのが我々の最終的な目標であり、そのためにあらかじめいろんな情報を表に出して、事業者が後戻りのようなことをしないで済むようにしたいということが我々の考えです。

我々としては、ガイドラインさえつくれば、そういうような形になるだろうというふうに見ているわけですけども、それを、先ほどおっしゃったように制度化できれば、それは確かにもっとガイドラインの意味自体が大きくなるなというふうに思いました。ただ、環境アセスメントの制度を持っているところが我々とは違う部署なので、それはちょっと相談をしてみないと何とも言えないなというところではあります。ただ、非常におもしろい御意見だと思って伺いました。

○水上委員 そこはぜひ、そこで相談したんですけど、縦割りですぞと、環境省さんどうしちゃったんですかということになると思うんですよね。

なので、ここは環境省としても、再生可能エネルギーを推進すると、一応全庁的におっしゃっているんで、そこはぜひとも縦割りを打破して、少なくとも省庁内の縦割りというのは格好悪いので、そこはしっかり話し合っていて進めていただければと思います。

○森本官房長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○自然環境局 期間の問題はなかなか難しいかもしれませんが、手間の部分ですね、追加調査が必要かとか、そういった部分は先ほど申しあげましたように、検討できる部分があるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

○稲垣委員 どうもありがとうございます。当該事業はいろいろと議論がありまして、すごく苦勞してみえるというのは十分わかりますし、私もいろいろアセスをやったり、実際こういうのをやって、本当に苦勞をされてみえるんだなというふうに思いました。

ただ、この事業というのは、温暖化のため、あるいは自然環境の両面から大変重要なものですので、きちっと推進していただかなければいけないと思いますが、一つは、先ほど来議論がありますように、ガイドラインの普及だけじゃなくして、いかにこのガイドラインを使って自然環境が保全できる案件が多くなれば、僕は一つの成果だというふうに思います。何%とか言うことではなく。アセスの段階、あるいはアセスにかからないような事案においても、地元の県とか市町村で、こういうものが配慮できればいいのではないかなというふうに思っております。

その中で、ガイドラインは、先ほど来お話があるように、立地に関する基準と施設に関する技術的な基準があるということなのですが、さらに45ページを見させていただきますと、技術に関する基準がずっと書いてありますけれど、議論にありますように、確かに財産権という問題があることは十分わかりますけれど、少なくとも希少種があるとか、バードストライクが間違いなく起きる、それも貴重な渡りのところをやるというのは、これはやはり十分配慮してくれということ、ガイドラインの中でも明確にしても良いのではないかとこのように思っております。

ですから、今後いろんな知見とか情報をきちっと集めていただいて、さらにそういうものを、先ほど水上先生が言われたように、インセンティブを与えるというのは、アセスの段階でも、ほかのところでもいろいろ議論がありますから、これはぜひアセスメントの局のほうと、きちっと議論していただいて、縦覧期間を短くしようとか、調査をやる期間とか、調査をこういうふうな形で減らしてもいいよとか、いろいろあると思いますので、ぜひそういうことは、今後、この事業を見直す段階でやってほしいなというふうに、これは要望しておきたいと思います。

○森本官房長 それでは、コメントシートをお書きいただきながら、まず小林さんのほうから。

○小林委員 皆さんがおっしゃられたので、私はもう言われてしまって、何も言うことがないんですが、1点だけ。

例えば、皆さんがおっしゃった導入量を予測できないか、水上先生とかいろいろとおっしゃっていましたが、例えば、環境省は、他局ですけど、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査をたしか四、五年前にやっていましたよね。

それに、例えば、風力発電のこのガイドラインをかぶせたら、例えば、特に、洋上じゃなくて、陸上になるかと思うんですけど、もうどれぐらい可能量から落ちるとするのは、何と

なくわかるんだと思うんですよね。そういうのをちゃんと発表したほうが、これは逆にここではもうできませんと言ってあげるのは、非常に、事実上、それも民間事業者の方にとっては、とてもいいし、ついこの間決まりましたけど、電源構成を何%にするとかいう話で、そういう何か風力発電業界がどーんと持ってきた数字と、何かそんなにできないという水かけ論みたいなんじゃなくて、そういうところにも基本調査みたいな、基本データみたいに提供できるので、そういう予測というのは、特に今、風力なんかそういう回避を出されたこともあるというので、何か既存の調査を組み合わせられないんでしょうか。それだけ、私はお伺いしたいなど。

○自然環境局 ちょっと今までそのことについて、あらかじめ考えていたことがなかったの
で、少し受け止めて考えてみたいとは思っています。

○関委員 成果目標というふうに、常に「目標」という言葉が出てくるので、何が何でも例
えば10件とか、100%とか、数値目標をつくって達成状況を示さなきゃいけない、と言われ
ると、それはおそらくすごくきついことだと思うんですね。

今のお話を伺っていても、それはなかなか簡単に、じゃあガイドライン普及率を目標にす
るのはやめて5年間で新しい施設10件を目標にします。とかは言えないと思うんですね。私
は成果目標というよりも、成果指標ですね、インジケータとして何を用いるのが適切かとい
うのを、これは仮に目標として設定できなくても、常に考え、知恵をめぐらせていく。どう
いう指標を見ていったらいいのか、試行錯誤しつつ常にいろんな可能性にチャレンジしてほ
しいと思うんですよね。

その中で、やがてこれは重要な指標だ、意味があるなと思ったら、それを次の段階で目標
として、10年間で幾つまでにするとか、設定したらいいと思うんですね。

目標設定にあまりこだわり過ぎないほうがいいのかなという気がします。指標を見つける
ということかなと思います。

○森本官房長 コメントはよろしいですか。

○水上委員 今の点すごく重要な御指摘だと思うので、ちょっとかぶせたいと思うんですけ
ど。

これは行政事業の全体に関わる話なんですけど、目標値と書くじゃないですか。そうする
と、皆さん、それは約束事だから、コミット事項なので、達成できないとすごく怒られるみ
たいな、そういう認識をお持ちになるんですけど、評価者的に言うと、そういう問題じゃな
くて、PDCAを回すために適切な指標が設定されているかということが一番大事だと思うんで

すよ。

つまり、ただ導入量というのは、PDCAを回すために必要なんですね。導入量が突然ゼロになっちゃうんだとすると、ガイドラインが多分悪いから改善しなきゃいけないという議論になるから、やらなきゃいけないんだけど、だからと言って、その設定した導入量が目標としてやったものから満たさないと、それは環境省のせいだと言うかという、必ずしもそうでもないんじゃないかと。

ただ、ガイドラインはちゃんと直していきましょうねという話にはなるかもしれないけれども、そういう責任をとらされるという話で思っちゃうと、逆に、達成できる目標にしちゃうんですよね。そういうと、ガイドラインつくるみたいな話になっちゃうんですよ。そんなことをされるぐらいだったら、ちゃんとPDCAが回せる目標に設定してくれることが、結局一番いいと思うんです。

なので、そこは、どうしても目標を設定すると、そういうプレッシャーがかかるんだろうなと理解できなくはないんですけど、しかし、あくまで行政事業レベルというものは、PDCAはちゃんと回すということが重要なので、やった施策の検証をするために適切な目標設定というのは何なんですかという視点で目標を選んでいただくのが一番いいんだろうなというふうに理解をしていますということは、一応コメントさせていただきたいと思います。

○森本官房長 それでは、コメントシートの提出をお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、小林委員のほうから、調査結果と取りまとめコメント案の御提示をお願いいたします。

○小林委員 これも非常に取りまとめ役の私は楽で、5人の方が事業内容の一部の改善、事業全体の抜本的改善という方が1人だったので、ここは全体の評価としては、事業内容の一部改善というふうにまとめたいと思います。

それで、事業内容の一部改善という多数の方が言われていること、あるいは事業を抜本的改善と言われた委員も、ここの議論の全てに尽きているんですけど、要するに、ガイドラインの普及率が100%というのは、これはまずいんじゃないのかと、これは非常に不適切だとはっきり言えば。そういうコメントは、これは皆さん全員そろっていますね。ここでの議論もそのとおりで、成果目標は、いろいろ難しいことはあるけど、例えば導入量を予測できないのかとか、インセンティブをもう一度わかるようなガイドラインを使ったら、そういうことを示せないのかとか、コメントはもうガイドライン絡みのここの議論に尽きています。

以上です。

○森本官房長 ありがとうございます。

本事業の評価は、そのように記載させていただきたいと思います。

長時間になりましたけれども、以上で予定していた全ての事業のレビューは終了いたしました。本当に長時間ありがとうございました。

本当に今日御指摘いただいた事業のみならず、ほかの事業にも非常に参考になるコメントをたくさんいただきまして、ありがとうございました。

今日いただいた意見をいろんな形で活かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局から、一言御報告を申し上げます。

○事務局 本日、御議論いただきました各事業の評価結果取りまとめコメントにつきましては、近日中に環境省ホームページで公開いたします。

また、本日の議事録につきましても、まとまり次第、ホームページで公開をさせていただきます。

また、本日いただきました御意見、御提言などにつきましては、来年度の予算要求、あるいは予算執行等に活かさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森本官房長 それでは、これで環境省の行政事業レビュー公開プロセスを終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

午後 6時16分 閉会